

第30回平成22年3月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成22年3月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時3分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	16番	服部博和
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		

2. 欠席議員

15番 赤松孝一(午前)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊 惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

いよいよきょうから議会最後の一般質問になります。16人の皆さんから通告が出ております。本日は6人の皆さんにお世話になります。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

17番、有吉正議員の一般質問を許します。

有吉議員。

17番(有吉 正) おはようございます。

早いもので我々の任期の中では最後の一般質問となりました。この中で初めてしょっぱなにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、町長に3点、質問をさせていただきます。まず、第1点目、地域公共バスを京丹後市と同様に、一つのルートで200円にできないかと、そのためには、まず、京丹後市が、どのようにされているのか。そういうことからいろいろと勉強をさせていただいておりました。2月21日の読売新聞によりますと、「200円バス本運行へ、利用者増、京丹後市、10月から」と、このように新聞に載っております。距離によっては800円以上の運賃が200円になった割安感で、利用者は1年目で実施前の19万人を上回る24万人に増加、市内全域に拡大した2年目は31万人、経路延伸やバス停新設などを行った3年目には34万人となった。これに伴い運賃収入も増加し、市が丹海バスに支出する補助金が、年間約1,100万円減少、利用者一人当たりの輸送コストは、当初の581円から303円にまで改善されていると。このような新聞記事が載っております。

それこそ地域公共バスというのは大変重要な問題で、与謝野町もひまわりバスを運行をされました。これも200円という利便性ということもあり、ただ、もっと安くならないかと、いろいろな声もあります。しかし、私としましては全体を見る必要があるであろうと、このように考えております。また、2月の臨時議会では、運行経路を変えられ、より利便性の高い加悦校への通学や、また、野田川駅への通勤、通学等々に利用されやすくなっております。また、ウイル等の買い物客への、より利用しやすいようになったのではないかとというふうに考えておりますが、ただ、宮津市、伊根町、京丹後市、あるいは福知山へと丹海バスは通っております中で、いろいろと我々、私たちの与謝野町も、やはり宮津市や他市、他町との、もちろん京丹後市もですが、協議を行い、路線もつながっているところもありますので、そういった利用しやすい、お年寄りさんから通学者まで、利用しやすい、このような状況に持っていく協議を始めるべきではないかと、早急に、その手だてをやっていただきたいと、このように考えております。

そういった中で、例えば、運賃表を調べてまいりました。これもまた、変わるかもわかりませんが、丹海さんの方に行って調べてまいりました。例えば、私は岩屋在住でございますが、

岩屋から与謝の海病院までは500円です。また、岩屋から中央病院まで、峰山の、これは380円になっております。これは200円という運行の、京丹後市の中での、いろいろな調整の結果、このようなセットがされておるのではないかなと、このように思います。けども、与謝の海病院の方が近いわけですから、中央病院よりも、そういった意味では、こういったもっと広い視野でやっていただけたらなど、もちろん会社との協議もしなければなりませんけれども、近隣市、町と協議をスタートしていただきたいと、このように考えております。

例えば、四辻から野田川駅までは210円であります。そういった中で、せんだっての、今度のひまわり号が野田川駅まで200円ということもあるわけですので、より使いやすい、整合性がちょっと変わっているのではないかなというふうに思いますので、将来に向けての町長のお考えをお伺いしたいと、このように思います。

2番目の質問であります、これはちょっと、朝日新聞ですが、何日の新聞かは忘れまして。高知県の町では有害獣対策に町職員に銃、わな猟免許の取得を推奨をしようということを始められております。

当町も、こういったことが推奨できないかどうかといいますのも、もちろん町の職員の方で銃の免許も、また、わなの免許も持っておられる方もおられます。また、私も3年前に、わなの免許をとったわけですが、新しくわなの免許をとられた方もあるというふうに聞いております。

二日ほど前に長崎県でイノシシ猟をしていて、誤って、一緒に猟をしていた方を撃つた、その方が亡くなられたという報道がなされておりました。特にせんだっては、大阪でしたか、猟銃の免許を持った方が人を撃たれてという事件もありましたし、それから、数年前には長崎県で若い女の人が猟銃に殺されるというふうな事件もあり、銃を持つということは管理も大変厳しく、今はなっておるようでございます。

私のもとにも猟友会の、日本猟友会の会長さんから決意表明というような文言がまいりました。我々、大日本猟友会は、さきに決議した決議文の趣旨、及び内容を遵守し、次のとおり行動することを決意すると。いわゆる関係法令、それらに基づくルールへの遵守、鉄砲の適正な管理、保持等々、たくさん載っておるわけですが、ただ、いろいろな意味で困るのは、このようなことがあってはいけませんけれども、有害獣対策に本当に日本国じゅうが苦慮しておるのが現状ではないかというふうに思います。

こういった中で、与謝野町も職員の方に狩猟免許の取得の推奨をしていただきたいなど、このように思います。それと、もう一つは有害獣処理手数料の増額であります。銃を一発、ライフルなんかを撃つと400円、一発がかかるというふうに聞いております。年間の登録料が銃では5万円を超えます。また、わなでも2万円を超えます。そういった経費も大変かかるわけでございます。どうか、体は出さんなん、お金は使わんなん、何とかせいと言って猟友会の方々、大変努力をされておりますが、現実には、経費の方が高いのが現実ではないかと思っております。そういった中、町長は、どのようにお考えになられるのか。また、処理手数料の通年化、これは11月15日から2月15日までが猟期でございます。その間は、処理手数料は出ないというふうに聞いております。ただ、昔と違って、なかなかシカやイノシシが販売できない、このような現状ではないかと思っております。本当に農業、あるいは家庭菜園でもそうなんです、日本国じゅうの農家方が困っておる、これを何とかしなければいけないという思いで、私も里守犬をやってみたり、

あるいはわなのことも少しは覚えていかなあかんなどということで始めたわけでございます。そのきっかけとなったのも、これは本屋で見つけて買ったんですが、これは京大の学生のときに、「僕は猟師になった」と、京大の学生が書いた。もう今は卒業されてから書いておるわけなんです。こういった本も読ませていただきました。猟師には、なかなか一人前になりませんし、危険が伴いますし、殺すということは、また、なかなかそれを乗り越えていくということも厳しゅうございます。もちろん職員の方も得て、不得手もあるから無理は言えませんが、ただ、こういった状況にあるということ、やはり職員の方もわかって、全職員さんにもわかっていただけたということもつながるのではないかなと、このように思います。

去年でしたか、元気館で山と田畑をシカから守るといような有害獣対策で、島根県の方から講師が来られて講演がございました。その先生が書かれた本も、これ読んでみたわけですが、基本的には、昔は、明治に滅びたんですけれども、日本にもオオカミがおった。それから、犬は放し飼いであったということが、やはり原因の一つではないかというように書いてあります。そうかといって狂犬病、人をかむ、そういった弊害があったから、行政がそういうふう首輪をつけて、放し飼いではいけないという管理をしたわけでございます。ただ、北海道や沖縄の方では犬をくさりでつなげなければならないとか、犬舎に置かなければならないという条例はありません。それはただ、犬の管理、責任というのは、どこまでもついていくわけですが、やはりその土地の歴史、例えば北海道だったらヒグマとの戦いとか、開拓の歴史、そういうのがあるから、そういうことがあるのであろうというふうに思います。

京都府では、昭和48年に、その犬の係留条例ができております。昭和52年に、私も岩屋の方に帰ってまいりまして、だんだんと、初めのころは山の手入れに行ったときに財産区か何かで、ヒノキなんか、スギなんかを植えによく、年に1回か2回、山に上がったわけですが、そういうときには、山の植えた木が食べられるとか、そういった被害はあったわけですが、里には、そう被害はなかったように思います。

それから、この本にも「山と田畑をシカから守る」にも書いてあるわけですが、雪が1メートル、2メートル積もると食べるものがなくなりますから、小さなシカやイノシシは死んでしまう。ところが、今は大雪が降ることが少なくなりました。山も、それこそ間伐ができていない山なんかは、下草も生えませんが、山も荒れるし、食べ物がないから里におりてくる。飢餓で死ぬこともなくなって、里におりてくる。そういった地球温暖化のせいがあるのかどうか、私にはわかりませんが、そういった現状であらうと、このように思っております。

それから、先ほども言いましたように、例えばわな猟でしたら、その11月15日から2月15日の間に約2万円、払わなければなりません。大日本猟友会、あるいは加悦谷猟友会にも参加したり、会議がありますし、それから、保険料ですね、そういうのも合わせて約1万円、それから、狩猟税が約1万円で約2万円かかります。鉄砲ですと、それが合わせて5万円ほどかかると、そういった中で、これは町が独断でできることではないんですけれども、こういった状況の中で、そして、みんなに鉄砲をとってほしいと、鉄砲を持つ人がだんだん少なくなっているから鉄砲を持ってほしいと、そういった、これだけお金がかかるという現実もあるわけですが、そういったこともあわせて、町長に、どのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、里山の再生をどうしていったらいいのか、いろいろな議員さんも、この与謝野町の議会の中でも発言をされております。山でお金にならなくなった。そういった中で、こういった事態が起きたわけでございます。そのような里山の再生、これをどのようにしていったらいいのかというふうに行行政も、どのようにお考えなのか、再度、お伺いしたいと、このように思います。

3点目、リフレかやの里の再開について、お伺いをいたします。温泉を活用する有志の議員の提案について、町長はどのように考え、具現化されるのかどうかわかりませんが、お伺いするわけですが、いわゆる私たち10人の議員が温泉を活用して、そして、観光としての戦略を立ててほしいと、このような提案をさせていただきました。岩滝温泉から温泉を運んで、従来より温泉機能がついた中で発展する可能性を持ったかどうかというようなことを申したわけでございます。その中で、どのようにこれを勉強というのか、調査をされておるのか、現状をお伺いしたいと、このように思います。

まず、これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） おはようございます。有吉議員の一番目、地域公共バスを京丹後市と同様にというご質問にお答えいたします。既にご存じの方も多いかと存じますが、京丹後市の上限200円バスとは、丹後海陸交通の路線バスにおきまして、1回の乗車の運賃を上限200円とするものでございます。

平成18年10月から一部の路線を対象に、実証運行を開始され、以降、市内全域と市営バスにも拡大して運行されております。市丹後市では、だれも乗っていない空気を運ぶバスに多額の補助金を支出した現状を改善したいと考え、同じ多額の補助金を支出するにしても、700円で2人乗ってもらうより、200円で7人乗ってもらう方が、より効果的な補助金の支出になるという、そういった考え方に至ったようでございます。

そこで、国、京都府、丹海さんのご協力により200円バスの制度導入を決められ、その結果、利用者は約1.8倍に、補助金は減額することができたという、そういった成果があったというふうに向っております。この施策は、国土交通省や全国の多くの自治体でも路線バスの再生事例として大きく取り上げられ、丹海バスが運行しております本町におきましても、京丹後市の実績の推移や成功要因を注視してきたところでございます。

このように京丹後市で一定の成果を上げられたことから、本町におきましても町営バスの導入の検討にあわせて上限200円バスの導入の可能性を調査検討してまいりました。その中で、町内のバス利用状況を調査いたしております。その結果、複数の路線が本町を通過しており、本町は起終点ではなく、経由地であるということ。また、バスの利用者の目的地が宮津市や福知山市などとなっており、町外へ移動される方の割合が非常に多いことという、そういった特徴がわかりました。

さて、運賃の上限を200円にすれば、ご利用いただく人数は単純に考えますとふえることになるというふうに向っております。しかしながら、調査結果による本町の特徴や、それから人口、面積、高等学校の数など、これらの京丹後市との違いを考えますと、運賃を下げて減った収入分

を補うだけの利用者の増加を見込むことができず、本町単独での導入は困難であるというふうな考えに至っております。そこで、先ほど議員からご提案がありましたとおり、近隣自治体と協力してできないかということで、同じ路線の沿線であります宮津市、伊根町と協力として京丹後市と同様の運賃制度導入の可能性を現在、協働で研究させております。運賃を下げれば収入が減るわけで、宮津、与謝地域におきまして、現状の利用者であれば、どの程度収入が減るのか、また、減った運賃収入分を確保するためには、どの程度の利用者の増加が必要で、それが見込めるのか、さらに、どのような利用促進策が実施できるのか、これらがポイントになるのではないかとこのように考えております。

さらにまた、国や京都府、それに丹海さんのご理解も必要になってまいります。私といたしましては、もちろん利用者の利便性向上が大いに期待できるわけでございますが、これ以外にも宮津、与謝地域内の移動の活性化により購買活動の増加、自家用車による高等学校への送迎の減少など、この地域に与える別の波及効果が期待できるものというふうに考えております。バスの低運賃化という一つの視点だけではなく、このような他分野への影響も含めて検討していますので、いましばらく結論はお待ちいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の有害鳥獣対策について、お答えいたします。有害鳥獣による農産物被害が全国的に深刻化しており、被害は年々増加しているというふうに言われております。当町でも平成20年度実績で、イノシシ512頭、これは有害駆除383頭、猟期に129頭、それから、シカ314頭、有害駆除が184頭、猟期が130頭の捕獲を行っておりますが、年々被害の増加が見られ、農作物、あるいは被害だけではなく、家屋周辺や、あるいは生活道路等への出没も見られ、生活環境へも影響を及ぼしているのが現状でございます。

有害鳥獣対策には農林業者のみならず、地域で暮らす住民一人一人の協力が不可欠であるというふうに考えております。

当町では有害鳥獣の対策事業としまして、電気さく、フェンスなどの防除さくへの補助に加えまして、近年では山すそを帯状に伐採し、隠れ場所をなくすことで里への進入を防止する緩衝帯設置事業や、あるいは広い範囲に駆除員を配置し、一斉に駆除を行う広域捕獲事業を行うほか、関係団体と連携し、町民向けの研修会を実施するなどの対策を講じているところでございますが、鳥獣被害を軽減するためには、さらなる対策強化が必要ではないかというふうに考えており、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

さて、1点目に職員に狩猟免許の取得の推奨についてのご質問でございますが、職員に対し広報をし、推奨することはできますが、本来、狩猟免許は猟期に狩猟を楽しむための資格でありますので、個人の意思にゆだねる必要があるというふうに考えております。職員の中には、最近でも自発的にわな猟免許を取得してくれた者もおりますが、町から強制できることではございませんので、この点は、ぜひご理解いただきたいというふうに考えております。

2点目の有害獣処理手数料の増額についてでございますが、当町のシカ、イノシシの処理手数料は現在1頭当たり7,000円としており、合併時点では5,000円でありましたのを、平成20年度から引き上げてきた経過がございます。また、近隣の2市2町の中でも高い手数料でお世話になっておりますので、当面は現行のままとさせていただきたいというふうに考えております。

参考までに申し上げますと、処理手数料、京丹後市では6,000円から、あるいは8,000円、これはナイフによるか、あるいは銃によるかの方法によるということでございますし、宮津市は4,000円、伊根町は5,000円、この5,000円は、ただしイノシシのみということになっております。与謝野町は、ただいま申し上げましたように7,000円ということでございます。

3点目の処理手数料の通年化についてでございますが、11月15日から翌年2月15日までの料金につきましては、狩猟者が猟を楽しむ期間として設定されているものであり、有害鳥獣の駆除とは区別する必要があるかというふうに思っておりますので、現行のままとさせていただきたいというふうに考えております。

4点目の林業政策、人が山に入る、山を豊かにし、里においてこない政策につきましては、近年、木材価格の低迷や、あるいは人のライフスタイルの変遷、所有者の世代交代等により山への関心が低下していることなどに起因し、所有者の森林整備への意欲が薄れ、結果として森林の荒廃が進んでおります。過密になった森林では下層空間に光が届かず、従来、動物のえさや、あるいは住みかになっていた下草や下木育たなくなり里にえさを求める行動へと移行しているのではないかというふうに言われておりますので、議員、ご指摘のとおり有効な林業施策を進めることにより本来、山で暮らす動物が里においてこないことにつながるものというふうに考えております。また、山を豊かにすることは有害鳥獣対策だけではなく、我々の生活に欠かせない水の供給、災害に強い森づくり、地球環境への貢献など、森林の有します、そうした有益な機能の増加へとつながりますので、今後とも間伐など、森林整備を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

5点目の狩猟税がもっと安くないかについて、お尋ねでございますが、当町の有害鳥獣駆除は与謝郡猟友会及び宮津猟友会、岩滝支部の会員で構成されており、有害鳥獣の捕獲、とめさしから処理までを町から委託しております。

3点目の質問でもお答えいたしました、有害鳥獣駆除と猟を区別する必要があるかというふうに思っておりますので、猟期には狩猟を楽しんでいただくことができるよう、猟友会の皆様には現行どおり、国が定める狩猟税を納めていただくようお願いしたいというふうに考えております。

それでは、3点目のリフレかやの里の再開につきましてのご質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は10名の議員有志からなる議員政策研究会が昨年12月に取りまとめられ、本年1月7日に町にいただきましたリフレかやの里再生の提言書について、どのように具現化するかということかというふうに思っております。提言書は入浴施設の再開を第一に、これを前提として再開するものとされ、熱源に対する初期投資を3,000万円以下、ランニングコストは年間500万円程度であることを条件として検討されたものであり、まとめとしてクアハウスにある温泉水を、運び方式によりリフレに活用し、温泉施設として再生していくもので、熱源としては化石燃料の代替として廃タイヤを活用する方法や、木材資源を活用する方法を検討されましたが、どちらも非常に困難との結論から、灯油ボイラー方式とエコ給油方式の両方をご提案いただいております。これを受けまして、町としましては、ご提案を真摯に受けとめ検討しなければならぬというふうに考えているところでございますが、現在のところ運営の方針をまとめ切れた段階

にはございません。今後、ご提案の趣旨も含め町としても専門家のご意見を聞くなど、一定の調査検討を進めていくよう平成22年度の当初予算に、少額ではありますが、調査委託料を計上しており、リフレかやの里を、どのような運営方法で再開することが町にとって最も効果的で合理的な方法なのか、初期投資やランニングコストも含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、有吉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） 2回目の質問に入らせていただきますが、地域公共バス、いわゆる丹海さんの件につきましては、近隣町と協議をしておられるというふうな中で、ぜひ、いろんな意味でいい案をまとめいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これは、私は住民にとって、もう深刻な問題だと思っておりますので、やはりひまわりバスも生かす意味でも進めていただきたいなというふうに期待しております。

それから、2番目の今、有害獣対策なんですけれども、いわゆるおっしゃられるとおりで、11月15日から2月15日は、いわゆる猟を楽しむ、それが猟期なんだという、そのための税金ということなんです、私が、わなの免許なんです、とったときに、たしか元気館で説明会があったと思います。そのときに物すごい大勢の方が、農家の方が、いわゆるほんまに困った農家の方がたくさん来られて、私も、そのうちの一人だったわけですが、それから、その研修会が終わって、綾部で試験がありました。そのときも、たくさんの方が受けにきておられたと思います。だけど、それが、どれだけ残られるのか、いわゆる、こういう厳しい時代ですので、2万円かかる。それから、鉄砲をとったら5万円以外にたくさんお金がかかるわけでありまして、いわゆる猟を楽しむというよりも、何とかせなしゃあないという思いで、皆それぞれ、私同様に、おまえはまにあわん言うて、もっとようけとれと言うてしかれるところはたくさんあります。だけど、とったらとったらで、つらいところもあるわけでありまして、そういうところ辺が、楽しむというよりも、そんなレベルではないと、もちろん猟友会の方々、頑張ってください、いろいろと教えていただくんですけれども、そういったことが税金をとるような状況ではないのかと、私は、そのように感じるからお伺いしたわけでございます。これを乗り越えよと思うと、大変なハードルがありますので、難しいのはわかっておりますけれども、ぜひ、そういった声をやはり上げてかなければならないと、このように私は思っております。

それから、3番目につきまして、リフレかやの里の再開ということで、質問をさせていただきました。糸井議員からも質問が出されておるようで、もっと詳細に聞いていただけるものというふうに思いますが、1点だけお聞きしたいのは、これは町長にお聞きするわけではないんですが、これは7月19日の、これ毎日新聞ですね、リフレ休業状態続く、福祉の町構想拒否なんていうことは、議員が拒否したというようなことが書いてあって、これは私は、ちょっとこれはおかしいなという思いはしたわけなんですけれども、それはそれで、マスコミの方々のいろいろな考えで書かれたんでしょうけれども、そういう意味ではない、やはり地域のいろいろな声の中で、もう一ひねり、二ひねりしながらやるべきだなという思いが10人の議員にあったらうと、このように私は考えております。

いいところを生かす、もうちょっと生かせないかという、そして、雇用の場を、もちろんいろ

いろな方がやられるということはいいことですし、だけでも、もっと有効な利用ができるのではないかということを考えた結果でございますので、我々の提案については、どうか調査委託料が出ているというふうな中で、しっかりと前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の地域公共バスの件ですけれども、非常にいろいろな取り組みも考えられます。そうした中で、先ほども申し上げましたように近隣の市、町との協議も研究もさせていただいている状況でございますので、また、それらも含めて今後につきましても、どうすれば皆さんにとって有効なバスの利用がしていただけるのか、一つの課題として今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の非常に有害鳥獣に対しましては、非常に頭の痛い問題でございます。高校生との、夏に行いました対話授業の中でも、高校生自体が、この町の生活者として、おじいちゃんが一生懸命、畑をつくってくれているけれども、みんなそうしたイノシシやシカなどの害で、かわいそうなような状況だというふうなことを言っておられましたけれども、そういう状況の中で、やはりこの対策については猟友会の皆さん方のお世話にならないと、なかなかできない問題でもございます。そうした中で、これを超えますのは非常にハードルが高くて、難しい問題もございすけれども、この間、防災訓練があましたときも、広域的な形で、皆さん、猟友会の人たちも含めて駆除に当たっていただきました。そうしたことで協力がなければできませんことですので、今後につきましても、よく猟友会の方たちとの協議をする中で、いい方法を見つけてまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目のリフレかやの里の再開につきましても、再開するためには、やはり今の施設状況がどうなのか、また、それらをもう少し詳しく調査してみないと、何とも言えませんので、一応調査費を上げまして、その中で、どの程度のことが考えられるのか、ぜひ、有効な使い方を考え、そしてまた、ご提案がさせていただきたいというふうに思っております。

以上で、非常に簡単な答弁となりましたけれども、終わらせていただきます。

1 7 番（有吉 正） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで有吉正議員の一般質問を終わります。

次に、1 2番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会の一般質問をさせていただきます。

さて、今回は町長初め、議員任期満了4年目の最後の一般質問となりました。任期満了に伴い退任をされる方、再度、立候補される方、あるいは新たに立候補を予定されている方など、さまざまなかで、新たな年度を向かえる時期となりました。振り返りますと、あつという間の4年間でした。微力ではありますが、精いっぱい務めさせていただき、それぞれに体験をさせていただきましたことを深く感謝を申し上げますとともに、この場をおかりしまして、心から熱く御礼を申し上げます。

さて、経験をさせていただきました中で、地方自治体とは、国の出先機関のようなもので、政

権が変わると施策制度が年度内でも変わることがあります。今回の子育て支援など、典型的な例であります。いずれにしても国の施策制度を基本にしなければならないことは事実であります。人にもそれぞれ営みがあるように、町には町の営み方があると思います。商業形態、産業形態や文化、歴史の中に経済のあり方がはぐくまれ、その町、町の風土と営みができ上がります。やはり施策は、その町、町の形態に合った政策制度が必要ではないかと思っております。国の全国一律施策制度では、当町にとって施策的にやりづらいこともあるのではないのでしょうか。そういったことが行政と住民との思いにづれが生じるようにも思えますし、私は国の基本は基本として当町独自の施策が、もっと必要だと考えております。そのために、おのおの地方行政があり、首長を初め自治体があると考えております。独自施策はどうすればできると町長はお考えでしょうか。内外の経済情勢から地方までもが大きく疲弊した今、すべてが過渡期にあつて、そのため、それぞれ官民間わず改革に取り組んでおります。世界情勢から国内景気、あるいは国政状況から見聞しましても、より一層地域経済や行財政がさらに厳しくなるものと思っておりますが、当町も当然、改革には目標を持って取り組んでいただいております。しかし、生半可か取り組みでは、新しいものは何も生まれません。守ることも大切ですが、新たに生むことも重要で、その施策を年度に反映させることで、少しでも活性化が生まれるものと考えますが、いかがでしょうか。

当町も旧態にとらわれず、それぞれに抱えるさまざまな問題をさらに検証し、検討して対処のできる体制をいま一度考える必要があると思っております。変えることがすべてとは言いませんが、我々町民は、実生活、実体経済の中から、それぞれに課題を抱え、そうあつてほしい、そうしたいの思いを訴えております。行政施策とは役場内のためでもなく、職員のためでもなく、もちろん理事者や議会のためでもありません。この町に住む町民一人一人のために、また、各業界、団体、地区、地域のために施策制度があつてこそ、どこよりも住みよい町になるのではないのでしょうか。そのためにはお互いに他力だけを求め合うのではなく、私たちの町は、私たちで守るといった自力精神と行政施策との一体感で取り組むことが最も重要ではないのでしょうか。そういった思いから、我々はまちづくりを訴え、過去4年間を通し、質問、質疑、あるいは提案もせていただきました。町長のご答弁として、すぐに取り上げていただいた問題、検討、調査、研究、よい考えだが無理だといった、それぞれに答弁をいただきました。通常、議会対処用語の答弁に終わっていないか、あるいは言いつばなし、聞きつばなしになっていないか、4年間の反省も踏まえ、主に取り上げた問題について検証し、再度、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくご答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず、一つ目に、平成18年6月の質問に、衰退した地場産業にかわるまちづくりの軸施策はどこを目指すのかの問いに、ご答弁は、今は衰退し大変厳しい状況だが、今後も当町の活性化には織物がかぎを握っていると答弁をいただき、3年が経過いたしました。今までどのように業界と取り組んでこられたのか、また、その成果もお尋ねいたします。

二つ目に、平成18年12月の質問に、織物と観光の具現化はどの問いに、ご答弁は織物振興事業は観光素材となる。観光とリンクし織物活性化を目指す、意見を参考に検討することを約束すると答弁をいただきましたが、目指された取り組みと検討結果をお尋ねいたします。

三つ目に、平成19年3月の質問に、少子高齢化と社会保障費のバランスはどの問いに、ご答弁は、当町の高齢化率は26.5%と、国の基準を上回っている。町独自の施策が迫られている、

厳しい財政の中で自助、共助、公助のバランスを図ると答弁をいただきました。どのように独自施策をとられ、また、財政のバランスはとれているのでしょうか、お尋ねいたします。

四つ目に、同じく19年3月の質問で、町民公募債事業の導入を提案させていただきました。ご答弁は、この制度は行政主導で資金調達や事業に対し、住民参加意識の向上など、よい起債方法と考えるが、金融機関との調整が必要で、手法として有益であり、今後、考えると答弁をいただきましたが、取り組んでいただいているのでしょうか。また、どのような考えか、ご所見をお尋ねいたします。

五つ目に、平成19年6月の質問に、ハイテク社会の時代背景と心の育ちを教育長にお尋ねいたしました。ご答弁は、大人社会の中で子供たちは発達する。学校、地域、家庭の担う役割が崩れている。今後は各役割を全体で考え直す必要があると、そういった教育に努めると答弁をいただきましたが、その後の取り組みを具体的にお聞かせください。

六つ目に、平成20年3月の質問に疲弊する地域経済の中で今、新産業の情報が必要だが、収集策をどのように考えておられるのかとの問いに、ご答弁は、企業とのネットワークをつくりながら情報の共有化を図っていくとの答弁をいただきましたが、具体的な取り組みと成果をお尋ねいたします。

七つ目に、平成20年12月の質問で、緊急経済対策に金融支援があるが、地域の抱える問題点の実態をよく知った上での制度が必要との問いに、答弁は、今すぐ答えが出せないが調査研究、不況対策のため、庁舎内でも対策を立てていきたいとの答弁をいただきました。調査研究、不況対策のための対策をどのようにされてきたのか、お尋ねをいたします。

八つ目に、平成21年3月の質問に、福祉、介護をあわせ持つ高齢者個人住宅、ケアハウス集合体のまちづくりの提案をさせていただきました。ご答弁は一つの選択肢として、今後そのことも含め考える必要があると答弁をいただきましたが、その後のお考え、あるいは施策があれば、お聞かせください。

九つ目に、同じく平成21年3月の質問に、介護家族支援制度ができないかとの質問に、ご答弁は、現在の施設利用者以外は町単費が要る、よい考えだが財源からして無理との答弁をいただきました。その後の考え、あるいはご所見をお尋ねいたします。最後に21年12月の質問で、法人税やたばこ税が減収だがとの問いに、ご答弁は予測ができなかった。次年度以降の財源は必須との答弁をいただき、今議会で次年度の予算審議が行われるわけですが、国では地方交付税の配分の仕組みを変えると増額になると言われていましたが、今予算書を見ますと地方交付税は2.3%増と、44億円が見込まれています。やはり町税は4.4%の減収となっていました。23年度も町税は、さらに減収になると思いますが、今後の財源は依存、自主を含め、どのように財源を確保を考えておられるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

以上、過去4年間の一般質問に対する総括として、重立った問題をかいつまんで質問させていただきましたが、議会での質疑応答のセレモニーで終わらないためにも町長の実のあるご答弁によって、独自施策のできる町になり、町民のために一つ一つ取り組めていけたらと考えております。町長も次期、目指されるだけに、可能な限り答弁をいただきますよう、よろしく願いまして、1回目目の質問とさせていただきます。

議長（森本敏軌） ここで質問の途中ですが、暫時休憩します。

10時45分再開します。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時45分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

答弁を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 多田議員さんからは、たくさんの項目のご質問をいただいておりますが、ちょっとその答弁をします前に、最後の言葉がちょっと気になったので、決して一般質問等々、セレモニーで終わっているわけではございません。真剣に我々も事業に対して真摯に受けとめて努力をしておりますことを、誤解がないように、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

まず、第1番目のご質問の、産業の主軸施策はどこを目指されているのかについてお答えいたします。過日、産業振興ビジョンの中間報告を見せていただきましたが、委員の皆様からも地場産業である織物業が地域の基幹産業であり、今後においても当地域の産業活性化には切り離すことのできない業種であること確認されております。ご承知のように織物業界の実態は大変厳しい状況でございますが、議員の皆様からは総合産地化、協働事業の展開、業界の構造改革など、視点を変えた、そうした改革を行えば、復活もあり得るとのご意見を聞かせていただいております。私は当町の産業活性化の大きなかぎは、やはり織物業にあるというふうに考えており、そのためには行政として、できる施策をどのように行うか、業界の皆さんと十分な議論をする必要があるというふうに考えております。業界との取り組みはとのご質問でございますが、町といたしましては、この間、織物活性化の拠点として、多田議員さんが議員になられる前の旧野田川町時代に、技術者の育成や、あるいは、その伝承のための施設として織物技能訓練センターをとというふうなことで、それらも整備をして行いましたし、それを活用した今、取り組みもされております。また、雇用対策事業を活用し、織物指導員の配置も行っております。さらには、新製品開発にも支援をさせていただいておりますし、京丹后市や丹後織物工業組合との連携により、業界の皆さんの販路開拓の、そうした支援の場を東京ビッグサイトに設けるなど、広域的な取り組みも行っておりまして、このような中からバイヤーとの交渉が成立するなど、多くの成果を得ております。

今後も引き続き、このような施策を、より多くの皆様が積極的に利用されるということを願っております。

2番目の織物と観光の具現化は、どのように取り組んでおられるかでございますが、議員もご承知のとおり、与謝野町観光振興ビジョンには、行動計画の中で観光客をターゲットにした織物体験や染色体験を通じた織物文化の発信を掲げております。また、策定中の産業振興ビジョンにも観光との連携を掲げることとしており、与謝野町の産業活性化の基本となります。これら二つのビジョンの実践段階では、より具体的な事業が展開されるものというふうに期待をしております。

現在の取り組みと検討結果とのご質問でございますが、現段階での具体的な取り組みとしましては、二つのメニューがございます。その一つは体験を基本にしたメニューで、染色センターを拠点に染めの体験による織物の価値を観光客に認識していただく取り組みを行っております。この取り組みは、固定化してきておりまして、旅行エージェントからは教育旅行の商品としても取

り上げていただける状況になっておりますし、地元のホテル、旅館からも、この体験メニューへの誘導もいただいております。

もう一つは、ちりめん街道と丹後ちりめん歴史館を核とした織物文化と歴史を観光客に提供するメニューでございまして、これも旅行エージェントからは魅力的な商品として注目をいただいているところでございます。引き続き二つのメニューを基本に、さらに広がりを持たせて観光客の皆さんが、反物や風呂敷などの小物を購入していただける状況に、そうしたものになればというふうに考えておまして、そのためにも観光業界と織物業界の皆さんが一体となって観光ビジョンや産業振興ビジョンの実践可能な事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。町といたしましても、取り組みが進展するよう支援させていただきたいというふうに考えております。

3番目の少子高齢化と社会保障費のバランスは、どのようにとられているかのご質問に、お答えいたします。まず、少子化対策についてでございますが、平成18年11月からは、児童・生徒医療を償還払制度から現物給付へと変更し、一病院200円で受診していただける制度に改正いたしております。また、保育料につきましても、国の基準額より低い金額を設定しているほか、均等割だけ課税されている世帯に対しましては、平成20年度から減額させていただいております。そのほか時間外保育、一時保育、学童保育、子育て支援センターなどの事業も継続で実施し、保護者の方への支援をさせていただいております。

次に、高齢者対策、障害者対策でございますが、平成19年12月の高齢者比率は26.5%であったものが、21年12月には29.1%と、2.6%の大幅なアップになっており、高齢者対策は必至との状況になっております。こうした中、安心してお過ごしいただくために、平成19年度に与謝野町福祉空間安心どこでもプランを策定し、地域の事業所とも連携を図りながら事業を進めてまいりました。この施策は平成19年度から事業を進めておまして、この間、小規模多機能型居宅介護施設、グループホーム、聴覚言語障害者福祉の拠点となる聴言センターの建設や、共同作業所の移転整備など、多くの事業に支援をさせていただいております。今後も住みなれた町で安心してお暮らしいただくために、子育て事業から障害者、高齢者施策などを、限られた予算の中で自助、共助、公助、商助の協働により身の丈にあった。また、バランスのとれた行財政運営を行いながら、実施してまいりたいというふうに思っております。

4番目の町民公募債事業の導入の提案についてでございますが、平成19年3月定例会で、議員の一般質問に対しまして、住民の行政参画を促進する上で有益な手法であり、今後、検討させていただくとの答弁を行ったところでございます。その後、先進地事例を勉強していく中で、平成20年10月に一定の内部報告書をまとめておりますその中で個人金融資産の有効活用の面からすれば、有益な手法であるものの、住民の行政参画の面からは一部の資産家のみの活用にとどまる傾向があり、必ずしも有意義であるとは言いきれず、また、金融機関への手数料との兼ね合い、市場金利、これは当町でも借入れを行っております縁故債の金利でございますが、これらとのバランスにより町の実質負担を検討いたしますと、近年の低金利のもとでは通常の縁故債を活用すべきとの結論に達しておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

6番目の疲弊する経済、今、新産業の情報収集が必要だが、取り組みと成果を問うてございませうが、新産業の情報収集だけに固執せず、収集したビジネスチャンスと思われる情報は商工会等

に提供を行っております。また、商工会でも情報組織や関係団体から情報を入手しておられます。企業とのネットワークづくりによる情報の共有化でございますが、担当課が直接、企業を訪問し、情報交換は行っておりますが、限られた範囲での動きであり、基本的には商工会を通じて情報交換を行っている状況でございます。

町が直接行うことよりも、商工会、企業、そして、町とのネットワークによる情報共有が重要と考えておりまして、担当課には、この仕組みでの取り組みを進めているところでございます。具体的な取り組みはとのご質問ですが、ただいま申し上げましたように、直接、企業、商工会、町が一同に会しての懇談会ではございませんが、私も含め各業界の方々とは商工会の部会を介して懇談を行っております、引き続き、この機会をふやす必要があるというふうと考えております。その成果でございますが、企業の皆様からのご意見やご要望をいただきながら、補助金等の施策に反映させていただいております。

7番目の地域の実態を調査した上での金融支援制度についてでございますが、本件は昨年の1月に実施しました生活実態調査、あるいは、織物実態調査、事業所実態調査の三つの調査にかかわりますご質問と思いますが、実施いたしました各調査を担当課で分析、そして、調査報告書を策定し、庁舎内はもちろん、商工会にも報告書を配布いたしました。あわせて業界や町民の皆様が求められている内容を庁舎内で分析し、商工観光課にとどめず、各課でできる施策を検討させたほか、商工会からも多くのご要望をいただきました。6月議会で国からの不況対策交付金を投入すべきとのご意見もあり、十分検討した結果、9月補正に施策を上程させていただいたところでございます。

金融支援制度についてのご質問でございますが、不況対策に関して、他の議員からも町独自の金融支援制度の構築についてのご質問もあり、検討もいたしましたが、制度化についての考え方は、既に申し上げておりますとおり、町独自の金融制度は設けず、京都府の制度融資を活用いただき、町は、その融資に対する利子補給、保証料補給で支援する手法をとらせていただくこととしております。独自の不況対策についてのご質問でございますが、昨年9月議会でも申し上げましたが住宅改修助成、新たな利子補給、これは経営安定緊急対策利子補給でございます。また、雇用調整助成金、これは中小企業緊急雇用安定助成金、そして、既存の支援施策の条件緩和等でございます、産業振興チラシ第2段を作成し、商工会を介してPR、また、町のホームページのPRを行っております。現在、それらの申請を受けている段階でございます、町のお知らせ版でも啓発をいたしております。

次に、8番目の高齢者個人住宅集合体のまちづくりの提案についてでございます。以前、ご質問をいただきました高齢者の集合住宅については、現在、利用できる制度があるか検討させていただきますと答弁をしておりました。この間、民間の方で高齢者専用住宅、あるいはデイサービス、地域密着型施設の複合施設を建設したいとお話と、また、もう一人は高齢者専用住宅を建設したいとお話をお聞きいたしております。いずれも平成22年度中の建設に向けて事務を進めていただいておりますので、この事業に期待をしたいというふうに思います。

次に、9番目の家族介護支援制度はできないかについてでございます。家族介護支援策であった介護者激励金につきましては、介護保険制度導入以前の制度であり、介護保険制度導入後9年がたち、介護保険のサービス事業所が充実し、また、この激励金対象者のほとんどの方が介護保

除サービスをご利用いただいていることから、平成20年度限りで廃止させていただいた経過がございます。これも前回、そういうふうにお答えしたというふうに思いますが、こういった経過から介護者激励金の復活は現在のところ考えておりません。そのかわりとして平成21年度からは介護家族の交流会や、あるいは介護用品の支給対象品目の拡大などを実施させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

最後のご質問の自主財源の法人税、たばこ税の減収に伴う新年度予算についてでございますが、新年度予算で町税は4.4%、約8,300万円程度の減額を見込んでおり、中でも個人の所得割、法人税割が大幅な減収となるものと予測いたしております。企業の経営不振や、あるいはサラリーマンについても所得の減収など、大変厳しい状況をあらわす数字であるというふうに認識いたしております。このような状況ではございますが、地方交付税は、普通交付税が国の出口ベースでは1.1兆円増額されることによりまして、当町でも交付税算入における、さまざまな計算に基づき、対前年比1億円の増額を計上いたしております。

また、普通交付税から振りかえの臨時財政対策債は、今までの人口規模方式に加え、財源不足額基礎方式が設けられたことにより、財源の確保ができております。ただ、このような事態がいつまで続くとは考えられず、早晚、交付税の全体圧縮を想定しなければならないものと考えております。当町では、平成28年度から5年間かけ段階的に交付税が縮減され、一本算定になってまいります。京丹後市でも、それを見越し基金を創設するなど、財政への影響を危惧されておられます。当面、税収増など、歳入のアップは見込めないものと考えられますので、歳出の面での抑制を図りながら必要な施策の推進をしていくことが重要であるというふうに考えております。

以上、多田議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 多田議員、ご質問の5番目のハイテク社会の時代背景と心の育ちを、どのように考えられるかと、具体的な取り組みという点について、お答えさせていただきます。多田議員におかれましては、先ほど仰せのとおり、平成19年6月定例議会におかれまして、一般質問で当時の教育再生会議の土曜日の授業などの提言を踏まえ、高度情報化社会においての子供たちの心の問題についての考えを伺いたいという質問をされたと思います。そのとき、お答えいたしましたのは、時代環境は大人社会の反映であり、学校、家庭、地域がそれぞれの役割をしっかりと認識することが教育の再生につながり、その三者が連携することが重要で、その仕組みづくりへの影響力をお願いしたいと、答弁したと思っております。

そこで、議員におかれましては、その後の具体的な取り組みというご質問ですが、学校におきましては、新学習指導要領への現在、移行期にございまして、新しい新学習指導要領の完全実施に向けて府や、それから町の指導の重点に基づきまして、大きくは、次の3点を重点課題として取り組んできております。

1点目は、道徳教育の推進であります。従来からの個人の人格の寛容に加えまして、公共の精神に基づき社会への参画や発展に寄与し、自然、環境、伝統文化への理解を深め、大切にすることを、また、国際社会などへの寄与など、幅広い態度を養うことがうたわれております。その目標に沿って、各学年に応じて、その道徳性の育成を図ってきているところであります。

2点目は、子供たちとの関係についてであります。子供たちは学校以外でも大量の情報を受け

取っております。いわば情報の氾濫、飽和状態の中で生活しているわけであり、そのため情報モラルの習得と、それから、確立ということは必須の、また、喫緊の課題でもあります。ネットいじめなどの情報化の影の部分配慮したパソコンや携帯電話のモラル教育と指導、また、自分の思いや考えなどを的確に相手に伝えることができるように言語活動を充実させて、コミュニケーションスキルの育成を図ることとしております。

三つ目は、保護者や地域の皆さんとのコミュニケーションを図ることです。全小・中学校に学校評議員の設置、学校運営協議会、コミュニティスクールと呼んでいます。の研究校を今年度まで2校指定しまして、情報の公開や学校評価などをしていただき、それを活用し、健全にして民主的な社会の構成員を育成する場としての信頼される学校づくりを図っているところであります。また、社会教育の分野では、簡単に言いますと、子供や家庭を孤立させない事業の活動と支援を行っています。幼児期には子育てふれあい広場事業、地域や校区の枠を超えて育児の相談や悩みを話し合える場づくりや、親子でふれあうことなど、知遊館、あるいは公民館等で行っているところであります。また、小学生対象ではサマーチャレンジ事業を実施して、集団の自然体験や宿泊体験を通しまして、家庭ではできない体験活動を行い、かつての参加者やOBが高校生リーダーとして参加するなど、大きな成果もおさめてきていますし、また、キャリア教育、勤労教育、職業教育ということでございますけれども、教育の一環として地域の企業や事業所等のご協力を得まして、職場体験学習等も行っているところであります。

小・中学生対象では、また、各地域の育成会や、子ども会、愛護会などの活動を支援し、地域の子供は地域で育てようとする活動をも支援してきているところでございます。また、親のための応援事業としまして就学前の子供を持つ親を応援しようと、22年度からはPTAの協力を得まして全校区で行う予定としているところであります。いずれにしても、教育委員会といたしましては、人と人のつながりが希薄化していく中、また、地域社会力、コミュニティ力が弱まりつつある状況の中で、子供たちや大人たちの孤立化なくそう、つながりを持とうという、ともに育つ教育の取り組みを進めるところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） それこそ4年間の総括として盛りだくさん質問をさせていただきまして、それぞれに答弁をいただきまして、ありがとうございます。

次に、2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、2回目は、その中からさらに3点ほどにまとめて質問をさせていただきます。

現在、織物が大変疲弊しておりまして、全盛期の4.5%の生産量となって、大変厳しい状況であります。当町のおっしゃるように、織物が観光素材として本当に生かせるなら、もう少し大きくとらえていただいて、織物と観光をリンクさせる仕組みをつくっていただきたいと思っております。先日、産業建設委員会で商工観光課の新年度の方針を聞かせていただき、ちりめん街道観光協会の旧駅舎や旧役場の今後の取り組みを聞かせていただきました。観光よりも、すべて建物を維持管理することを優先させた事業計画が観光へのストーリーとして描かれているように、私は感じました。教育委員会が重群建造物などを維持するために、また、地域の皆さんが伝統と町並みを守り保存されるために、そして、少人数の方に教育旅行として当町の歴史、文化にふれ

ていただくような発想なら理解はできるんですけども、現在、疲弊した地域や織物の活性化につなげるような発想ではなかったように思います。私たちが望んでいるのは、本町の文化財や史跡、伝統産業などの町の財産をもっともっと生かして、商業や産業の発展につながるような仕組みや取り組みをしないと地域や織物の活性化にならないのではないかと、そんなふうを考えております。そのためにどう取り組むかですけども、私は観光協会との取り組み、あるいは業者との取り組みが、もっともっと重要ではないかなというふうに思っておりまして、町長はその辺をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目ですけども、いろいろと調査をしていただいたようで、先ほど答弁をいただきましたけれども、確かに一部の財産家の事業になってしまう恐れもありますけれども、今、私たちがささやかな財源を金融機関に貯金してもですね、今、0.02%とか、0.1%とか、5年定期で0.12%とか、そういったあたりの金利しかないわけですし、当町で、そういった財源を、町民公債を、例えば0.5%の金利していただいてもですね、非常に貯金するよりは有益な資金になるのではないかなというふうに思っておりまして、これは一つの手法だなど、大きな銭ではなかったとしても、そうして財源をつくることによって、また、自主事業といいますか、独自事業ができるのではないかなというふうに、私は考えておりまして、もっともっと研究する必要があるのではないかなというふうに思っております。単なる公募債で何千万円、何億円という銭を集めるのではなく、そういったあたりをすれば、町民も、この景気の悪いときに財源が有効に使える、有益に使えるし、町の方も仮に、これはできるかどうかわかりませんが、今、町の借金の借りかえに使ってもですね、利子の削減になるのではないかなというふうに思いますので、これはもう少し、専門家に考えていただいて、もっともっとそういったあたりを利用すれば有益に、双方有益になるように思いますが、町長はその辺をどういうふうにも、お考えか、再度、お尋ねをしておきます。

それと、3点目は、福祉介護の件で8、9番をまとめてお尋ねしたいと思っておりますけれども、これも隣町の取り組みで、町長もご存じですけども、高齢者サポート推進ということで京丹後市の市長は、高齢化社会は進む中で医療や福祉、介護、年金など、社会的問題は大きいですが、平均寿命が延びた長寿社会は起こるべきと全国の自治体に呼びかけられて、27市町村の加盟と、百歳バンザイ推進市町村連絡協議会を設立されました。当然、与謝野町も加盟されていますし、高齢化社会のために協議会が生かされることを大変期待しておりますけれども、そんな中で当町も26.5%と、国の基準を上回った高齢化率になっております。独居41.5世帯や老人31.1世帯と、年々ふえておりまして、例えば、隣組でも70歳以上の世帯が80%の中に、若い世帯が20%ほどしかない隣組もできておりまして、大変隣組としての機能がしにくい現象が起きております。こういった隣組にも何か今後、手だてが必要ではないかと思っております。お年寄りの安心・安全を考えるときに、私は福祉、介護をあわせ持つ高齢者個人住宅、ケアハウスのまちづくりを目指していただいて、自助、共助、公助の力で、そのことができないかなというふうに思いますが、先ほども民間の、そういう専門家がケアハウスに取り組んでおられるとか、それか、個人でも、そんな申請があるとかいうふうに言われてまして、今後、その辺の支援を町長は考えていただけるというふうに思っておりますけれども、やはり町として、その辺をもう少し、全体を考えた中で高齢化社会の対応を考えていただきたい。隣組にまで波及しているような状況であ

ります。

それともう一つ、私にとって大切なことなのですが、先ほど介護家族の慰労をしていると言われてまして、前の給付金をやめて家族の慰労をしているというふうに言われましたけれども、私は、そういったことではなしに、例えば、現在の予測では24年までに、全国で60万人分の介護施設が必要と言われていまして、ここ3年で24万人分の施設をつくるとも言われていますが、確かに、そのことも大切だと思います。それよりも、もっと家族制度を大切にしまちづくりが必要で、介護家族支援制度の確立によって、施設費に多くの資金をかけなくても介護の仕組みができるのではないかと、私は思っております。すべてとは言いませんが、今後そのことも重要だと思いますが、町長の福祉の町として、どこよりも早く取り組んでいただきたいと思いますが、町長に再度、お尋ねいたしまして、2回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の織物と観光とのリンク、どのような取り組みをすべきかという中で、その観光協会、あるいは業者との取り組みというものが、もっとも必要なのではないかということでした。それも大事なことなわけですが、それより以前に、やはりこの町に住んでいる人たち、とりわけ今、特に出ましたちりめん街道等の地域に住んでおられます方々、おっしゃるように、確かに保存のためだけであって、何かそういう観光というものにはちょっとほど遠いのではないかという、そういう指摘だろうというふうに思いますが、今後におきましても、やはりそこに住んでいる人たちが、特に自分たちで、どういうふうに、この地域をしようかということが、まず、大事な点になるかというふうに思います。それに対して、いろいろな観光協会であったり、あるいは事業者であったり、また、町であったりが協力していくことになるかと思えますし、そういう点では、まだまだおっしゃるとおり、そうした取り組みができていないというのが現実だろうというふうに思います。しかし、地域の方たちにも、やはりそうした意識が、今回の観光推進ビジョンの策定の中で、いろいろな、そういう思いもお持ちになっているようなこともお聞かせいただいております。今後の取り組みとしては、やはりそうした地元の方たちの話を、やはり関係機関が集まって、もう一度一から話をし合って、協議をし合って、一定の方向を出していくということが大事かなというふうに思いますので、このやっとな計画ができたところでございますので、それらもあわせて十分話し合いをする中で、だれができるということではなしに、全体で、そういった取り組みをしていく、その中でもとりわけ、ちりめん街道という名のとおり、織物の栄えたころの、そうした施設、家等々があるわけでございますので、それらを有機的にうまく利用して、一定の観光施設としても活用いただけるような方向性を今後、地元と協議して、そして、活性化を図っていくという、その仕掛けが大事かなというふうに思いますので、そうした方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、二つ目の公募債ということでございますけれども、先ほど答えいたしましたように、いろいろと調査したり、研究したりする中で、お答えしたとおりで、いろいろと研究した中では、こういった非常に低金利のもとでは、そうしたことではなしに、本来の縁故債等々を活用すべきだというような、町としても、そういう考え方になっております。ですから、このことについては、一つの有益な手法ではあるかというふうに思いますが、一定、今の段階では、これに積極的に取り組むということについては、考えられないといえますか、今は考えていないというふうに

お答えをさせていただきたいと思います。

それから、最後の、非常に高齢化が進む中で、ちょっと個人の、そういう住宅集合体のまちづくりということもあわせてですけれども、非常に高齢化率が上がってきているというものの、ある方の調査によりますと、大変うれしいといえますか、先ほどおっしゃいました京丹後市が中心になって百歳バンザイという、そういうシンポジウムもなさって、そういう組織もできましたけれども、中身を見てもみますと、京丹後市さん、6万2,000人のうち100歳以上の方が53人です。与謝野町はといえますと2万5,000人の中で28人、これは平成21年3月末のことですけれども、それらを宮津、伊根、舞鶴を含めまして考えますと、大体20万1,000人のうち125人おられるということです。沖縄県では138万人で838人ということで、これは10万人換算を、それぞれしますと京都府北部、先ほど言いました与謝野、宮津、伊根、舞鶴、京丹後市を含めますと62人、沖縄県では10万人換算しますと60人ということで、今まで一番長寿だと言われている沖縄県、率からいきますと、それぐらい非常に長寿の方が多いという長寿社会になっていると、高齢化社会ではありますけれども、そのうちの100歳を超える方が、そんだけおられるというふうなことを教えていただいた方がございます。そうしてみますと、やはりこの地域、沖縄もそうですけれども、この丹後地域、やはり自然環境に恵まれたおいしいものがたくさんとれる、安全なものがたくさんとれる、そういう地域であることが長寿につながっているのかというふうに思いますけれども、そういう意味で、元気で手先を動かす方があったりというようなこともあって、こういう結果が生まれてくるんだろうと、素人ながら分析をするわけですけれども、そういうことを考えますと、高齢であっても、元気で頑張っている方が多いということだというふうに感じております。そうした中で、今後の長寿社会を担っていく上で、先ほども申し上げましたように福祉的な施策の中では、いろいろと施設を建てたり、あるいは、そういう介護の必要な人のための小規模多機能だとか、いろいろな、そういう施策もありますけれども、しかし、それだけでは、やはり高齢者の方が、いつまでも長く元気で過ごしていただくということにならないかというふうに思います。

その中で、私が非常にすばらしいと思うのは伊根町です。伊根町は、今、言いましたように2,000人で3人の方の100歳以上の方がおられます。伊根町は税金の滞納がほとんどない、100%徴収をされております。それから、それだけ高齢者の方が多いので、いろいろな施設が必要かと思えますと、伊根のおじいちゃん、おばあちゃんは、いやそんな施設には入らんと、死ぬまで、自分ら元気なうちは、一人、家で過ごすんだと、そして、そのために、お互いに距離は遠いんですけれども、やはりそういうお互いに助け合うような、そういう人に迷惑をかけないという、そういう精神が非常に多くといえますか、そなわっているところもあるのかなと、それは現実とは若干違うと思えますけれども、町民の皆さんの心の中に、そういう非常に誇り高いといえますか、自分たちは自分たちでやっていくんだという、そういう思いを強く持っておられる方が多いのかなというふうに思いますけれども、蛇足ながら、そうした気持ちも非常に大事な、今後、ことになるのではないかと思います。

横道にそれましたけれども、そういう意味で、今後については、非常に手の助けを必要とされる方については、やはり町としてもいろいろな形で支援がしていきたいと思えますし、高齢者の方にとって必要な、そうした個人住宅の集合体のようなものをつくっていく、そういう計画を持

っておられるところに対しましては、やはり町の方も一定の基準を持った中で、協力できるものについては支援がしていきたいというふうに考えております。非常にお答えがあちこち行きましたけれども、要はいつまでもお元気で、自分のことが自分でできる、そういう人が多く住んでいただける、そういう施策を、介護予防も含めまして、総合的に考えていく、総合的に考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上で、答弁いたします。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。なぜこういうことを言いますかと言いますと、せっかくいい財産、町の財産があるのに、うたい文句はきれいなんですけども、実際に商店が発展しているとか、産業が発展しているとかということが、まだ、目に見えない状況でして、本当に当町も、よその町のように周辺に集まっていない関係、点在しているものですから、なかなか本来の散策するようなまちづくりというのが、できにくい町ではあると思います。しかし、何とか、この地域の活性化や、それから商業、産業の活性化につなげるように、そういった財産が活用できた中で、仕組めたらなというふうに思って、いつも言っておるんですが、それこそ二、三人の方が来られて、この町を知っていただくために来られて勉強していただくのは、それはそれで、私は大切なことだろうと思うんですけども、何せ織物が非常によかった町だけに、それにかわる産業ということ、また、地域を活性化させるためには、何があるんだろうということになりますと、やはりそういうことを真剣に大がかりに取り組んでいただかないとできないと思います。それが、例えば歴史を生かした観光にとりつかれておる例もありまして、例えば、うだつの町だとか、例えば、倉吉の白壁群蔵だとかいうところは、町が大きくかかわって、その中で、町を守るための施策が大きな金額で取り組まれておるような例を見させていただきました。やはり本当に、それが地域が活性化したり、商売に結びつくようなら、そういった取り組みで、やはり保存したり、前に進めていく必要があるのではないかなというふうに思いまして、何かきれいごとだけで済んでしまうと、私たちは地域が高齢化ではないですけども、年寄りで一生懸命頑張っておるんですけども、全体のお若い方々がどうしても流出してしまうという現象を防ぎたいがために、何かそういったことで芽が出せたらなというふうに思っておりますので、そこら辺を真剣に取り組んでいただきたいと思ひますし、次に、織物振興ですけれども、またこれ、京丹後市の例を申し上げて、大変申しわけないんですけども、独自施策によって商社や企業と一緒になった取り組みをされておりまして、バイオテクノロジーによってエコ繊維の商品を開発されております。やはりこれは商社が中国に、これからは中国を市場にするんだということで、そういった取り組みをいち早く職員がキャッチして情報提供をしたり、そういった中で地元の企業と話し合っ取り組まれた事業を今、しておられまして、この前も産経新聞でしたか、ちょろっとその辺が載っておりました。

それともう一つは、産官学事業の取り組みで、炭素繊維の織物で、例えば飛行機や自動車、宇宙開発の素材にならないかということで今、取り組んでおられます。これも京丹後市独自のものです、織物活性化振興事業ということで取り組んでおられまして、私は何を申し上げたいかというのは、やはりこういう事業と情報の提供はですね、職員の取り組みでやっておられるということが大きな課題だと思います。当町も、そういった本格的な取り組みや仕組みがあつてこそ、それ

こそ若い世代が育つのではないのでしょうか、若い方の育成事業だとか、新産業の支援だとか、いっぱいメニューはつくっていただいておりますが、実際に、そういう取り組みをしてこそ、一つずつ、少しずつ生まれてくるのではないかというふうに思いますので、その辺をちょっと申し上げておきますので、また、お考えいただけたらと思っております。

時間があまりありませんけれども、それから、公募債の導入ですけれども、既存財源や自主財源が、先ほども減少すると言われまして、こういったときこそ、こういう手法を使うことが町の活性化につながるのではないかなというふうに、私は思っております、例えばですけれども、事業をするのは、大変、何かの裏づけがないと、借金するだけでは、これは困るわけですけれども、例えば、先ほども言いましたが大蔵省資金で、ちょっと調べてみますと、大蔵省資金で高いものが2.8%、財政融資資金で安いもので1.1%、公益企業金融公庫で1.3%から2.9%の利息を今現在、払っておられますが、これを町民債を0.5%で公募しますと、定期より魅力が出て、多くの資金を集めて借りがえができるようだったら、そういうことも、例えばテクニックとして、考えたら非常に大きな財源になるなというふうに考えますが、その辺も、また、町長のお考えをいただきたいと思えます。

それから、福祉の件ですけれども、自宅介護を望む方が、1分では言い切れません。終わります。またの機会に入らせていただきます。町長、何かご答弁がありましたらお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） いろいろとご提言や提案をいただいたわけでございます。町がいろいろな事業の中で、町が大きくかかわっているところが非常に発展してきているというふうにおっしゃっていただきましたけれども、その、その前段で、やはりそこに住んでいる人が、いろいろなアイデアを出して、こうやっていきたい、こうやっていこうというものがあって、町が支援をされている。それが住民の方と協働によって、いろいろと成り立ってきている。あまり町の方からああする、こうするということになると、さっきの話、重要な、そうした文化財を保全するという、そういうところでとどまってしまうわけですね。ですから、それらをやはり、その地域に住む人たちが、それを生かして、自分たちも一緒にやろうと、それに対して町は十分応援していきたいというふうに思いますし、今、少し、やはりあせらずに、今、少しそういった気運もできつつあるやにもお聞きいたしておりますので、今後取り組みとしては、そういう地元の方々との具体的な話し合いを協議をして、じゃあ全体で、こういう方向でいこうというものの、そうしたものをつくっていく必要があるかなというふうに思っております。そうした点では十分、町としても大きくかかわってやらせていただきたいなというふうに思っております。

それから、京丹後市さんの取り組みの中で、確かにおっしゃるように産官学が協力をして、そして頑張ってやっておられる、非常にいい取り組みだと思いますし、そういうことを推進しておられることを非常に立派なことだなというふうに思っております。しかし、なかなか、できないということではないですけれども、町としてもやはり、そういう取り組みが必要かというふうに思っております。なかなか一町ではできない部分につきましては、同じ織物の産地でもございますので、いろいろと京丹後市さんとの知恵を借りるなり、あるいは、若い人には垣根がございませんので、市と町と関係なしに、いろいろなアイデアを持った方が、こちらにも、京丹後市の方にもおられるやにお聞きいたしておりますし、また、そうした若い人たちの考え方を、やはり町

も柔軟に取り入れてやっていきたいなというふうに思っております。一つの先進事例として、非常に参考になる取り組みだというふうに思っております。

それから、最後の資金につきましては、借りかえ、政府資金につきましては借りかえができません。それといろいろなお借りになった分について、町が、その利息を大変持ち出していかんなんということです。そうしていきますと、特定の資産家の方だけにしかメリットがない施策になりますので、そうではない、もう少し多くの皆さんが借りやすい、そういった方向を考えることの方が大事ではないかなというふうに考えてのご答弁でございますので、その辺、ご理解がいただきたいと思っております。

1 2 番 (多田正成) はい、ありがとうございます。

議長 (森本敏軌) これで多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、2 番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

畠山議員。

2 番 (畠山伸枝) 日本共産党の畠山伸枝です。通告に基づきまして、一般質問、2 点質問をさせていただきます。

一つは介護保険制度に、介護保険利用料に減免制度をとるというものです。介護保険制度が始まって間もなく 10 年になります。発足当時から保険あって介護なしにならないかとか、保険あって介護なしだと言われてきたわけですがけれども、その実態は 10 年たって深刻になっています。

1 割の利用料という応益負担が低所得者には大変な負担になり、介護サービスを受けられない状況をつくり出してしております。5 万円足らずの国民年金の中から介護保険料、後期高齢者医療の保険料などを天引きされ、わずかな年金で暮らす人々には介護が必要になっても、サービスを受ける余裕が全くないような状態です。そもそも高額所得の人も低額所得の人も一律で 1 割負担というのはおかしいのではないかと私は思っております。介護保険制度が始まるまでは、よほど高額所得の人はヘルパーの利用料を払っておりましたけれども、大多数の人、ほとんどの人が無料でヘルパーさんのサービスを受けておりました。利用料の表を見たことがありますけれども、大変細かく分けてあったことを覚えております。

介護保険制度ができたことによって、切実に介護を必要とする高齢者を介護から排除する結果となっているのが実情です。1 割の自己負担が高額になったときの低所得者に対する配慮は一応はあります。けれども、これは申請により、上限が 1 万 5, 000 円ですので、その金額そのものも高いわけですがけれども、それを申請によって高額介護予防サービス費として、後から支給をされるというふうに説明書ではなっております。

1 万 5, 000 円が高額である上に、さらに一たん払わなければならないということは、もう低所得者に対して配慮が全く足りない。事実上は、もう受けられないということでもあります。ですから、介護を受けられない人が出てくるのは本当に当然の話です。また、介護のために離職した人がふえております。その方たちには当然、収入がなくなるわけです。そういう意味でも介護をさらに困難にしております。上限の 1 万 5, 000 円以上は払わなくてもよいようにするなど、今ある制度をほんの少し改善するだけでも違いは出てくると思います。町独自の減免制度、それとはほかに町独自の減免制度をつくって、低所得者にも介護を保障するべきではないかと思っております。町長のお考えをお聞かせください。

次に、橋立中学校の学校給食の実施をということです。宮津市も与謝野町も実施を表明されているというふうに、私は思っております。ですから、問題は、いつから始めるかになってくると思いますが、それについて、次の2点についてお尋ねをいたします。一つには、宮津市が実施を表明されているということを確認されましたでしょうか。二つ目に、宮津市の学校統廃合の結果が出てからというようなことを言うておられるのですけれども、すぐに始めても何も問題がないと思うのですけれども、これもどうでしょうか。

一部の中学校では宮津市もやっているわけですから、どんな形であれ、やるということはできると思います。また、学校再編につきましては、学校再編であるとか、統廃合につきましては、宮津市の子供さんたちが橋中に来るかどうかということについては、それほど問題にならないのではないかと思います。自校方式ならば、話は別になりますけれども、センター方式であれば、人数が変わるだけですから、すぐに始めても支障がないのではと考えております。今、大変な不況で、仕事を、自分の都合のよい時間帯に仕事に行きたいとか、選ぶ余裕がありません。当然、お弁当をつくる余裕の、ゆとりのないお母さんもふえております。栄養なんていうことはもう考えるひまもなく、きょうはパンでも買いなさいというふうにお金を渡すというようなお母さんもふえていると聞いております。今、食育という言葉もだんだん知られるようになり、関心も高まっていると思います。何より子供たちの健康問題として給食は大変重要だと思っております。できるだけ早く実施していただきたいと思いますが、どこまで進んでいるでしょうか。これについて第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。  
太田町長。

町 長（太田貴美） 畠山議員、ご質問の介護保険利用料に減免制度をについて、お答えいたします。平成12年4月にスタートいたしました介護保険制度は、ことしの3月末で丸10年が経過いたします。この間、行政といたしましては、この制度を支えていただくマンパワーの育成や、サービス事業所の整備に対する補助をさせていただいたほか、要支援者に対するケアプランの策定を町直営の包括支援センターで実施するなど、介護や予防が必要な方に利用いただきやすい体制づくりを町内事業所と連携しながら整備してまいりました。こういったことにより、与謝野町では高齢者の介護相談の窓口やサービス事業所も多くなり、介護が必要な方が利用しやすい支援体制ができつつあります。ご質問の介護保険サービスを利用する際の一部負担金の減免制度につきましては、昨年9月議会で野村議員のご質問にお答えしておりますように、介護保険サービスを利用された場合、原則、利用料金の1割負担のところを、低所得者の方に対しましては食事代や、あるいは居住費の減額、または社会福祉法人の利用負担等の軽減をさせていただくとともに、高額介護サービス費の支給などの軽減策を実施しております。また、医療と介護の1年間の自己負担額について、限度額を超えた額を給付する高額医療、介護合算制度が創設され、一層の負担軽減が図られることとなっておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

以上、甚だ簡単でございますが、畠山議員への答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 畠山議員さんの、私への質問に答えさせていただきます。橋立中学校の学校給食の実施につきましては、この件につきましては、本議会におきましても、ご質問がありまして、

そのときに橋立中学校で学校給食に取り組むとするならば、給食センターで受け入れることは可能であり、実施に向けて研究を進めていきたいという答弁もさせていただいているところであります。それからまた、議員もご承知のとおり昨年度、岩滝地域と宮津市の保護者の方々が中学校組合の管理者であります本町、太田町長のところに要望をされました。したがいまして、それを受けまして、私どもといたしましては、組合、教育委員会の会議の中で宮津市の見解、考えも伺ってきているところでございます。しかしながら、議員も先ほど、おふれになられておりましたように、宮津市といたしましても、今、大きな問題として学校の統廃合問題に取り組んでおられます。それから、また、ご承知のとおり宮津市の他の中学校の問題もでございます。また、当然、実施するとなりますと、経費の方もかかってきます。それらのことを総合的に考えて、検討している最中であるという、そういうお答えをいただいているところでございます。したがいまして、私どもといたしましては、やはり組合でございますので、相手のあることでございますから、やり宮津市さんとの調整ができなければ実施をしていくことはできないと、そのように考えておるわけでございます。確かに2番目に、今すぐ始めて、問題ではないかというご質問でございますけれども、今、述べましたような事情で、やはり宮津市との調整ができなければ実施することはできません。しかし、そうは言っておりますも、それが調整できますと、やはり、それこそ、すぐ始める必要があるかと思いますので、そのための研究はさせてもらっているところでございます。一つには、やはり給食を始めるとしますと、まず、学校の施設におきましては、給食を搬入していく、その施設の整備が必要となります。それからまた、同時に供給する給食センターにおきましても、今のままというわけにはいきません。やはり調理する食数がふえてくるわけですので、若干の改善、改造等も必要になってきます。それらにつきましては、それぞれ担当の方に実施することを仮定にしたときに出てくる問題として、検討するようには指示をしているところでございます。いずれにいたしましても、くどいようでございますけれども、組合でございますので、宮津市さんとの間で調整ができれば、学校給食を橋立中学校においても実施していきたいと、そのように考えてる次第でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） ここで質問の途中ですが、暫時休憩します。  
午後1時30分再開します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。  
畠山議員。

2番（畠山伸枝） 先ほど答弁をいただきました。町長におかれましては、与謝野町はいろいろと、設備であるとか、制度的にも、とても頑張っておられるということで、その点については本当に、よそらかも、うらやましがられるようなこともたくさんありまして、いいと思うんです。それで、減免制度のことなんですけれども、先ほど社会福祉法人減免のことを言われました。けれども、これは1割負担の中の4分の1を割り引くことができるということなんですけれども、その3分の2を法人が負担しなければならないわけですね。そして、3分の1を町が負担するわけなんですけれども、だから法人がやりますと、減免やりますというふうにならないとできない。与謝野町では、していただいているようなんですけれども、この減免を受けるにもかなりハードルが高いということで、

言いたいのは、施設入所をされている方には、食事代が安くなるとか、ほかにも本当に生活保護を受けられるような方にはほとんど負担なしで入れるとか、本当に低所得の方に対するいろいろな特典といますか、そういうのがあるんですけども、家庭介護は、本当に厳しい実態があると思っております。そういう意味でも家庭での介護に、もっともっと援助をするべきできないかということが、私の思いです。

そして、これはちょっと介護保険料のことになるんですけども、基準額5万3,300円です。その中で年金を受けている方で全員、世帯全員の方が町民税非課税の場合は2万4,000円、これを6回に分けて年金から引かれるわけですね。そして、悪いことには、本人が国民年金で5万円どころか、もっともっと低いという方でも、家族に町民税を払っておられる方があれば、年間4万8,000円にもなるということです。6回で割りますと年金をもらうたびに8,000円も年金から天引きをされるわけですね。さらには、後期高齢者の関係では2年ごとの料金見直しで、来年度からは後期高齢者医療の保険料も引き上げになります。これは不均一賦課、ちょっとよくわからないのですけども、この特例というのがあったわけですね。保険をあまり、老人医療を使わない地域では、割引きをするということで17点何%かの割引きがあったわけですけども、これを徐々に2年ごとに元に戻していくということで、府下の自治体の料金を段階的に同じにしていくことが目的ですね。ですから、これは初めから決まっていたわけです。だから、当然のことながら、その分が値上がりになります。保険料が上がるわけではなくて、料金の是正だと言われれば、それまでなんですけれども、少ない年金から引かれる金額が、どんどんふえていくということは、大変な痛手なわけです。ですから、お年寄りの方は年金が毎年減るだと言われるんですけども、いや、そんなことないんですけども、言っているんですけども、引かれる金額は確かに多くなっていますから、その分、年金が目減りするということです。

その上、介護サービスを受けるには利用料が高いということですね。もう病気もできひんし、介護なんてとんでもないと、介護なんか受けれないと言っておられる方が大勢おられます。既に介護を受けている人の中にも、介護度1からちょっとひどくなったので、今度は3ですと言われた方が、介護度が上がると利用料も上がるということで、頼むから介護度1のままおいといてなど、頼むで、介護度を上げんといてなという方がいるというふうにも聞いております。本当に悲しい話です。本来なら介護度が上がれば、たくさんサービスが受けられるわけですから、ありがたい話ではあると思うんですけども、お金がないために、このような話になるということです。1万5,000円の上限があるんですけども、実際には、それはとても払える金額ではないんですね。1万円とめようとか、もっと5,000円で抑えられるようにしようとかいうことです。だから介護が受けられないというのが現実だと思います。そのためにも、介護が必要な人が、介護が本当に受けられるように国民年金だけで暮らしておられる低所得の人には、無料で必要な介護を受けられるぐらいにするべきではないかと考えております。

そして、独自減免をする自治体も300以上にふえてきているということですので、ぜひぜひ将来的には、どうかと、お答えにくいかと思っておりますけれども、ぜひぜひ視野に入れて考えていただきたいと思っております。

次に、給食ですけども、教育長の答弁をいただきまして、かなりセンターも受け入れ大丈夫

と、多少の施設の整備とか、いろいろとあるとしても大丈夫ですと、それで、宮津との調整の中に統廃合のことや他校との関係、経費負担など入っておりました。けれども、本当に必要なことは何なのかということを考えますと、与謝野町として早期に実施する方法でやるには、調整というよりも、与謝野町はやりたいんだという前向きの説得のような姿勢が必要なのではないだろうかと思います。現に2校はやっています、1校だけが受けていられないわけですね。経費負担のことが話に出ておりました。けれども、宮津市は財政が悪い悪いと今まで言われておりましたけれども、今少しずつ財政もよくなってきて、ゆとりが出てるんじゃないかなと思える節があります。ということは、子供の医療費も今度、中学校卒業するまで無料化をしようかということが議会で決まったようです。文化的な行事もしておられます。ですから、厳しい財政ではあるけれども、本当に必要なことならば、前向きにしようと思っておられるんじゃないかなと推測するわけですが、できるだけ早く実施していただきたいと思います。

宮津市の都合で、与謝野町の子供たちが給食を受けられる子と、受けられない子とに分かれるということは、やはりよくないと思いますので、ぜひとも前向きに説得型でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 島山議員さんの2度目のご質問にお答えいたします。

非常に財政といいますが、それぞれの暮らし向きの中で、特に高齢者の方たちが非常に厳しい状況にあるというのは十分承知はしているわけでございます。将来的に、そうした人たちに対しても減免をということですが、なかなか町でということになりますと、今でも大変厳しい状況の中で、難しいかと思えます。やはり国の施策の中で、そうした細かい手だてまでを考えた、そういうシステムを構築していただくことが大事ではないかなというふうに思っていますので、先ほどからお聞きいたしました点、やはりまた、町村会あたりから、全国町村会へ言っていたような、そういう要望もしていきたいというふうに思っております。

それから、一つ低所得者の方で月1万5,000円を超えた部分を、一たん全額支払いをし、その後、償還払いにするということにつきまして、介護保険では低所得者の方が一月の利用料金が1万5,000円を超えた場合は、限度額を超えた部分について償還払いをしております。その対象になるであろう方については、福祉課から通知をし、申請をいただいておりますが、1回申請をさせていただきますと、あとは自動的に振り込むようにさせていただいておりますので、毎月、申請をいただかなくもいいようにしておりますので、そういう点もご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 島山議員さんの、私への再質問に対して答弁させていただきたいと思えます。

まず、先ほどの質問でお答えしましたように、与謝野町教育委員会といたしましては、先ほど本議会で橋立中学校の給食の実施についてのご質問に対して、する方向で研究するという答弁をさせていただきましたということを申し上げました。したがって、それは、私どもとしましては、やはり給食そのものの必要性の問題と、それから同時に合併をいたしましたということでの行政サービスの平準化という点からも、これは必要なことだというふうに与謝野町の教育委員会としては認識しておるわけでございます。しかしながら、橋立中学校は中学校組合でございませ

て、そこにも当然、中学校組合の教育委員会があり、教育委員会議を持つわけでございます。したがって、橋立中学校の給食問題のことにつきましては、そのかたいようなことを言うわけですけれども、手続的には、あるいは機動的には、やはり中学校組合教育委員会の課題になるわけでございます。その意味で、これは極めて組合の問題でございまして、その点をしっかりと踏まえていかなければならないと、そのためには、やはり宮津市さんとの調整と、それを重視していかなければ当然ならんわけです。ただ、その立脚点としまして、私どもは議会の皆さん方のご賛同も得ておるわけでございますので、与謝野町の、その立場を踏まえて、宮津市さんの方との話は、やはり進めていかなければならないと、そのように思っております。

口幅たくて失礼かもしれませんが、そういう中学校組合の問題でございまして、この質問はできますから、中学校組合議会がございまして、そこでしていただくと非常にありがたかったかと、そのように思っております。終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 町長のお話の中で、これはもう自治体だけでは非常に厳しいんだと、ぜひとも国でやってもらいたい問題だというような趣旨の答弁があったと思うんですけれども、全くそのとおりでありまして、それはそうだと思います。介護保険がスタートをしてから10年たつわけですけれども、介護殺人であるとか、心中とかの事件が400件もあるわけですね。だから、こんな中ですから、もう当然、国が考えなければいけないということはどんどんどんどん、政権も変わったことですので、国会の方ではやっていただくということで、独自には難しいと思いますけれども、視野には入れていただきたいなと思います。

それから、教育長におかれましては、大変原則的なお言葉が最後の方で出てきたわけですが、私も、もちろんまた、組合議会でも、この質問をやっていただいたらいいんですけれども、どちらの、宮津市長さんも前向きでおられるわけですので、近い将来、給食が実現するものと、楽しみにしております。

これで私の、本当に最後の一般質問になりましたけれども、後期高齢者医療制度でありますとか、介護保険の問題、そして、子供を取り巻く環境の問題とか、取り組まなければならない問題は、まだまだたくさんあるわけですね。今後は議会からの、外から取り組みをすることになりますけれども、今後、さらなる町政の発展をお祈りして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は日本共産党の伊藤幸男です。私は事前通告に基づき、第1点目は、低所得層対策。第2点目に、町を取り巻く課題と地域協議会の創設課題。第3点目は、防災訓練の対策。第4点目は、与謝野町の財政に重大な影響を与える国の予算、いわゆる新政権の地方交付税など、地方財政対策について、この4点について一般質問を行います。

今回、今期最後の一般質問です。質問に入る前に、初めに、この4年間、私の表現力が品格もなく未熟で、不十分なために理事者の皆さんに大変ご迷惑と、厳しい言い方や無礼な言い方でひど過ぎる暴言に近い発言もあったのではないかと反省しております。おわびを申し上げたいと思

っています。これもひとえに地方自治法の本旨である住民の命と暮らしを守ることと、与謝野町政を一層よくし、住みよい町をつくりたいという、私の信念の思い、真剣な思いからであり、許していただきたいと思えます。

同時に理事者の皆さん方が冷静に、そして丁寧な、しかも的確な答弁をいただいたことにも心から感謝を申し上げたいと思っています。本当にありがとうございました。

それでは、第1点目の低所得者層の対策についての質問に入ります。自民党、公明党の旧政権の構造改革路線による連続的な社会保障切り捨て政策や、地方交付税の削減による地方切り捨て政策によって、地方経済はかつてない深刻な危機に直面しています。それに繰り返し、繰り返し述べているように、与謝野町の住民所得は従来から、府下でも最低クラスであります。特に加悦地域の住民所得は旧3町の中でも最低の状況であり、多くの町民は厳しい暮らしを余儀なくされています。加えて100年に一度と言われる世界金融経済の危機で、深刻な地域経済が、この地方にも一段と厳しさを増しています。とりわけ低所得者層では、生活を維持することすらできないような大変深刻な事態に立たされて、精神的にも落ち込み、うつ状態に陥ったり、強いては自殺まで起きるような事態さえ生まれているという点であります。私は、こうした悲惨な事件に遭遇した関係者の1人として二度と、こうして被害者は出してはならないと、強く決意をしています。

また、この間、私に寄せられた生活相談の中で、一例を紹介したいと思っています。60代の男性のAさんは、ひとり暮らし、家屋は老朽化して腰痛で通院し、仕事もできず、厚生年金を月に6万2,000円受け取っていました。唯一の収入は、この年金だけです。旧加悦町の方で、自動車もバイクもないので、週に一、二回、知人の車を借りて買い物をし、つつましい、貧しい暮らしをしてまいりました。ところが、住まいが、家屋が朽ち果てていく中で、寒い冬を迎え、持病の腰痛が悪くなり歩けなくなるような状態になり入院をせざるを得なくなりました。こういう状況のもとで生活保護の相談をしたわけですが、京都府の担当職員から生活保護基準は、月に1人ですから、6万2,500円であり、わずか数千円しか支給できません。通った場合でもですよ、とのことでした。Aさんは競馬や競輪、パチンコなど、むだ遣いをしたことはありません。私はAさんの暮らしを見て、今の時代、このAさんの暮らしが憲法でいう文化的で最低限度の生活と言えるのですかと、担当者に言わざるを得ませんでした。今、Aさんは、持病の腰痛を抱えたひとり暮らしですが、1カ月6万2,000円で暮らしていけると、皆さんはお思いでしょうか。これで近所づき合いができるのでしょうか。これ以上の節約をどうせよと言うのでしょうか。とても暮していけないと、私は思っています。

テレビなど、マスメディアは、おもしろおかしく生活保護の不正支給の問題を取り上げて、全国で蔓延しているかのように、まことしやかに報道されていますが、今、述べたようなリアルな現状、深刻な実態をもっとまじめにすべきだと、怒りさえ感じています。このような暮らしの深刻な生活相談が、形は違っても、まだまだたくさんあります。今までも何度か申し上げましたが、大企業言いなりの旧政権の時代から、これらの政府によって低賃金化政策、使い捨て労働政策そのものです。この結果、ワーキングプアが急増したこと、これが全国に広がっていること。その上、京都府下で町民所得が与謝野町では最低クラスであるわけですから、この町の今の与謝野町政にとって、この低所得者対策というのは欠かすことができない重要な課題の一つになっていると思っています。

もう一つ述べておきます。今、ヨーロッパなど、世界の先進国では医療費や子供の教育費が無料になっているんです。国のGDPの占める割合や、また、予算の配分を見ればわかることですが、ヨーロッパなどでは教育費や医療費などの予算比率が明確に高い割合で配分されているという点であります。

それでは、第1点目の低所得者対策の質問に入ります。一つ目は、小・中学生の教育費負担の軽減対策として、従来から取り上げている就学援助の問題についてであります。全府下自治体や近隣自治体の適用状況に対して、町民所得が低い我が町の適用状況を見たとき、この就学援助制度は極めて不十分であることは明確であります。わかりやすく述べておきましょう。宮津市の適用率は約20%、これに対し本町の場合12から13%、逆に低くなっていることです。ですから、実情にふさわしく就学援助の見直し拡充を行うべきではないのかなと、このように考えています。

二つ目、子育て世代に大きな家計負担の比重が高いのが保育料であります。保育料の場合、国の一番財源化によって保育事業補助金の実質的削減が背景にあります。現在、自治体が独自に保育料をつくる権限も持っています。この間、住民の声を取り上げてきた日本共産党議員団が要望をいたしまして、2年前から低所得層世帯の保育料の引き下げを行っていただきました。しかし、少子化対策や子育て支援の立場から、今こそ、もう一歩進んで保育料の引き下げを行うべきではないかと、このように私どもは考えているわけであります。

三つ目、この低所得者層の対策をどう判断されているのか、具体的な対策が必要だと私は思いますが、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、第2点目、町を取り巻く課題と、地域協議会の創設課題について、質問をします。今、住民が社会に参加、参画する時代を迎え、新しい時代に入ったと考えています。その要因、動機はさまざまですが、私は今の暮らしを取り巻く環境が急激に悪化し、将来不安が高まってきた現状に対し、どうにかしなければという住民の自覚的意識の高揚にあると考えています。私は今こそ住民が行政に参画する道を開き、その仕組みや制度を具体化すべきときだと判断しています。太田町長は、住民の声を生かす町政という政治的立場をとっており、その目標の柱が私は、地域協議会、名前を変えれば、俗に言われているようにまちづくり協議会であると考えています。この4年間をとってみても、少子高齢化と過疎化が急速に進み、独居老人や老人家庭が急増する中で、多くの住民が安心して住み続けるため、現在と将来に大きな不安を抱えています。これは与謝野町にとって高齢者対策は緊急な最重要課題だと感じているわけであり。こうしたことで介護施設の入所待機者の数は180人もあると聞いています。これは何年先に入所できるのか、全くめどが立ちません。

そこで第2点目、町を取り巻く課題と、地域協議会の創設問題についての質問に入ります。

四つ目の質問は、特養ホームなどの介護施設を新たにつくるべきではないのかという点です。在宅介護のスタイルも急速にふえ、働きたくても在宅介護で働けない。でかけることもできないことさえある。高齢世帯での介護で疲れ果てている。もう限界である。ひとり暮らしのため、急な病気で倒れたらどうなるのか不安でたまらない。このような深刻な声を各地で聞きます。現在の厳しい労働環境も背景にあり、家庭介護のために仕事をやめる人も出てきています。多くの年寄りからも、ぜひ特養ホームを早くつくってほしいとの切実な声も出ているわけであり。

五つ目、在宅介護の拡充対策の問題であります。この質問項目の事前通告で、従来7万5,000円の在宅支援、このように通告しておりましたが、私の勘違いで、正確には、従来、年間5万円の介護激励金でした。訂正しておわびをいたします。この介護激励金があったわけですが、町の行政改革推進のもとで、現在、廃止されています。せめて介護にかかわる在宅支援をもっと拡充すべきではないのかと、これも関係者の強い要望であります。

六つ目、独居世帯や老人世帯がふえ、四日も五日も家から出ていないので、ほかの人に会うことがないという声まで聞かれます。私は、ここは助け合いですね、地域で助け合い、支え合う小集落づくりが緊急に求められていると考えています。各区では、区ではふれあいサロン事業なども進められていますが、行政が指導性を持って、このような小集落づくりに本格的な支援が必要ではないかというふうに考えているわけでありまして。おのおのの小集落には、お年寄りも寄り合える、たまり場と申しますか、集える場づくりですね、これが欠かせないと思っております、町長はどのように判断されているのか、伺いたいと思っております。

七つ目の質問、安心できる介護を進めるために行政担当や介護ヘルパー、ケアマネジャー、医師、民生委員さんや集落の担当者も加えたきめ細やかな集団的連携の支援体制の構築が必要になっていると私は考えています。どのように、この点は考えておられるか、見解をお聞かせください。

次に、第3点目の防災対策の問題です。これも以前に取り上げたことがあるわけですが、改めてお答え願いたいと思っております。町では防災計画も立てられ、防災訓練も毎年行われていますが、区や集落によっては具体的な防災訓練ができず、住民の協働体制が極めて不十分な状況にあると考えています。

質問項目に入ります。八つ目の質問は、防災訓練については住民に認識共有を図るとともに、地区集落の実情に合った実践的、効果的な具体化をすべきではないかという点であります。

九つ目、また、防災訓練については、町役場の指導性ととも、集落の自発的な取り組みをもっと支援することが大事ではないかという点であります。

10番目、さきに上げた質問項目の6番、7番、8番、9番の質問内容は地域協議会、言いかえますと、まちづくり協議会の重要な役割の一つだと考えています。その意味で、また、置かれている状況からも地域協議会、まちづくり協議会の創設が欠かせないと、私は思っております、町長はどのように判断されているか、伺いたいと思っております。

最後に、第4点目、新政権の地方財政対策の質問に入ります。ご存じのとおり、昨年夏に民主党中心の政権が誕生し、初めての政府予算案が出され、既に国会審議が始まっています。

11番目の質問、新年度の地方財政対策をどのように判断しているか。

そして、最後に12番目の質問です。本町の予算編成と地方交付税などの見通しについて、伺いたいと思っております。今回の質問で、先ほど述べた地域協議会、まちづくり協議会の問題はかなり雑駁な表現でありましたし、まだまだ、肉づけすべきことや、補正すべき点もありますが、趣旨をくみ取っていただいて、答弁していただければと思っております。

以上で、私の一般質問の第1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、低所得者層の対策についてにお答えいたします。まず、1点目の就学援助制度の見直し、拡充をすべきではないかについてでございますが、議員もご承知のとおり、当町の場合は他市町のように一定の数値でもって認定を可否を判断するのではなく、申請者本人の実情を十分把握し審査させていただいております。審査をする場合、他市町の数値をもとに認定する方法も参考までに取り入れ、また、年度途中であっても、実情に即して就学援助が必要な場合には援助を受けていただいております。昨今の深刻な経済状況や母子家庭がふえつつある現状にかんがみ、当町では実態を十分把握することに重点を置き、就学援助を認定いたしておりますので、ご理解が賜りたいと思います。

次に、2点目、3点目についてお答えいたします。先ほど多田議員への答弁でも少しふれておりますが、保育料の徴収につきましては、国から保育料徴収金基準額表が示されております。与謝野町では、この基準額表を参考にして、独自の表をつくっておりますが、国の基準額表と比較した場合、基準額より低い額の設定をしておりますし、平成20年度からは町民税課税対象者の階層を均等割のみ世帯と、所得割の世帯に分けて、さらに均等割のみの世帯については保育料を減額してまいりました。また、子育て支援策については、保育料の減額だけではなく、中学校までの医療費助成や時間外保育、一時保育、学童保育、子育て支援センターなどの事業も継続で実施しており、多くの予算を使うこととなります。こういったことから、現在のところ、さらなる保育料の減額は考えておりませんのでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、2点目の町を取り巻く課題と地域協議会創設についてでございますが、まず、1点目の特別養護老人ホームなど、介護施設を新たに作るべきではないかにつきましては、与謝野町は合併当初から特別養護老人ホームなどの大型入居施設の普及も、住みなれた地域に密着した小規模な介護施設、障害者施設の普及促進を図ることを基本として、在宅福祉と地域福祉の向上を目指してまいりました。その成果として、平成19年度から平成21年度にかけて、小規模多能型の居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、介護予防専用デイサービスセンター、聴覚言語障害者デイサービスセンター等、非常に多くのサービス事業所の整備を行ってまいりました。しかし、議員、ご指摘のとおり、少子高齢化、過疎化、核家族化がますます進む中で、家庭介護力や地域力が低下し、地域に住み続けることへの不安感が高まっております。そのあらわれが特別養護老人ホームへの入居申込者の増加だというふうに思っております。

平成19年度6月の調査では、約160人であった待機者が平成21年6月時点では、約180人に増加しております。こうした状況を受けまして、与謝野町における新たな施設整備の必要性や可能性について、現在、福祉課で前向きに検討をさせているところでございます。

次に、在宅支援をもっと充当すべきではないかについて、お答えいたします。現在、与謝野町における介護保険事業外の在宅支援策としましては住宅改修助成事業、日常生活用具給付事業、高齢者生きがい活動支援デイサービス事業が、主なものとなっております。また、介護保険事業内で町の独自性が発揮できる事業として、地域支援事業がございます。その中では特定高齢者介護予防事業、配食サービス、介護用品支給券、家族介護慰労金等の事業を実施しております。

議員、ご指摘のとおり、在宅における介護支援策は大変重要な施策と思いますが、介護保険事業における町の負担額は、平成22年度当初予算ベースで約3億300万円、前年対比3.4%増と見込んでおり、年々増加する傾向にあり、現状においては、次々に新たな支援策を講じるこ

とは困難と判断しております。しかし、一方で与謝野町は全国でも珍しいと言われております地域密着型サービス事業所や障害者福祉施設の設置に対して、上限1,500万円の助成を行う与謝野町地域福祉空間整備事業交付金制度を平成19年度に創設いたしました。この制度は平成21年度限りの時限立法としておりましたが、さらに平成22年度から2年間の制度延長を図る考えとしております。この制度は直接的には個々への支援とはなりません、間接的に大きな在宅支援策となっていることをご理解いただきたいというふうに存じます。

次に、たまり場、憩える場づくりについてでございます。昨今は大都市だけでなく、田舎でも高齢者の孤立化、孤独化が進展しているようで、与謝野町も例外でないというふうに思います。向こう三軒両隣という言葉も、今や死語となりつつあります。そうした中で、小集落の中でたまり場、憩える場の必要性についてご質問をいただいているわけですが、集落とは地域の文化だと、私は考えております。したがって、地域地域の、それぞれの特性や、しきたりなどがあり、その中でたまり場であったり、憩いの場が成り立つものであるというふうに思いますので、行政が指導してつくるものではないというふうに考えておりました、地域の力でぜひ向こう三軒両隣の復活を図っていただきたいというふうに思います。

現在、町では災害時要援護者台帳の作成を進めておりますが、名簿が整いまして避難支援等をしていただくご近所さんがなければ、何の意味もございません。そういった意味でも地域のきずなの再強化を図る必要があるというふうに考えておりますので、議員におかれましても、ご協力をよろしく願いいたします。

次に、介護の集团的連携の支援体制の構築についてでございますが、介護保険分野、障害者福祉分野ともに、サービス利用者ごとに調整会議を行ったり、困難事例等については、地域ケア会議や自立支援協議会専門部会などで検討会を行うなど、緊密に連携を図っていただいております。また、平成22年1月20日に与謝野町福祉事業連絡会が発足し、町内の高齢者施設や障害者施設等、20事業所による連絡会が発足され、さらなる施設連携が図れるものと期待いたしております。今後もさらに連携強化を図り、利用者にとってもっと有効なサービスの提供や支援が行われるように、そうした配慮をしたいというふうに考えています。

次に、3番目のご質問、防災対策についての1点目と2点目でございますが、議員のご存じのとおり町の防災訓練は合併後、区長連絡協議会からの要望でもあり、例年3月の第一日曜日に町内一斉に実施しております。訓練の想定は水害や地震想定でございますが、去る3月7日にも地震想定による訓練を実施したところでございます。当町の主眼としている訓練内容は、全町民参加の避難訓練、安否確認訓練、被害情報収集、伝達訓練を主な柱として町民の方々の防災意識を高めつつ、特に地域での自助、共助の部分の向上を目的に実施しております。また、各地域においても、それぞれに温度差があるのが現状ですが、町全体の避難訓練終了後に区独自の訓練を実施されている地域もございます。その内容は、区全体で消火栓の点検を兼ねた消火栓放水訓練をしていただいたり、あるいは地域の福祉施設と連携した炊き出し訓練など、積極的に実施されている地域もあると聞き及んでおります。

災害当初において、地域の命や財産を守れるのは、まず、自分自身であり、次に、そこに住む地域の人たちでございます。自助、共助の役割を十分に担えるよう、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域の防災活動に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

町の役割は、議員が申されますとおり自主防災活動の支援や組織の育成、災害時における情報伝達網の整備や避難施設の整備、また、災害対策資機材の備蓄などを進めることであり、家庭、地域、行政がうまく連携するよう計画的に防災訓練を行っていききたいというふうに考えております。そのため、地域で防災意識の高揚を図るためには、どのような方法がよいのか、各地域の実情を踏まえ、町民の方々の意見をお聞きしながら研究していききたいというふうに考えております。また、各地域での自発的な取り組みに対しては要望があれば、可能な限り支援をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、地域協議会の創設につきましては、昨年の一般質問でもお答えいたしましたように、与謝野町では区という自治組織がしっかりとしており、区が中心となって地域コミュニティの推進や公民館活動、防災対策などを推進していただいているところでございます。新たに地域協議会の組織を立ち上げるのは二重構造となり、かえって複雑でわかりにくいと考えているところでございまして、現時点では、行政主導で立ち上げる考えはございません。ただし、住民の皆さんから自然発生的に生まれてくる組織が地域協議会の位置づけになるということについては、何ら否定するものではございませんが、与謝野町においては区自治組織と行政とが協働関係をより進めつつ、協働によるまちづくりを、まずは進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後のご質問、新政権における地方財政対策についての判断、並びに当町の予算編成上、地方交付税の見直しについてでございますが、まず、地方財政対策については、事業仕分けによる事業の廃止、見直しなど、一定のむだを省きながら地方の財源にも一定配慮した対策となっているものと考えております。交付税の増額確保、臨時財政対策債による財源不足の解消、公債費負担対策としての繰上償還の実施、子ども手当の創設、高校の実質無償化などを講じることにより地域経済を刺激するとともに、家計負担の軽減にも一定配慮をされた内容であるというふうに思っているところでございます。ただ、今から実施するものであり、どのくらいの経済効果があるものなのか、今後の動向を見なければ何とも判断できないのではないのでしょうか。

また、地方交付税は、先ほど多田議員のご質問にもお答えしましたように、平成22年度は一定の増額となっているものの、このような状況は、いつまでも続くとは考えられず、近い将来、必ず縮減されると考えるのが妥当と思っております。したがって、入るを計りて出を制するという財政運営の原点に戻り、いま一度、歳出削減策を練り直す必要があるものというふうに考えております。以上で、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと質問項目が多くて雑駁になって申しわけありません。

まず、今、答弁をいただいたので、それに基づいて質問をしたいと思っています。まず、一番初めの就学援助制度の問題であります。一つは、今、答弁の中で、一つ一つとっていきますが、申請主義ということをおっしゃいました。これは申請主義というのは、以前にも私、初期の段階で、今期ですね、1年目の段階だと思んですが、住民の行政との関係ですね、これが、こんな自覚的なこうする、ああすることがわかるというふうな段階ではないと、今は、繰り返し述べますが、行政があるから取りに來いではいかんのですね。ですから、もっともっと丁寧に判断できる材料や情報をきちんと届けると、対象の人ら、もしくは、私は全生徒に渡してもいいと思って

います。そういう姿勢をぜひ貫いていただきたいと、私はできると思います。やっているところもあるわけですから、それから、考え方として、今は行政の考え方として、就学援助については実態に迫るように努力をしていると、これ非常に大事な角度だと思っているんですが、私ね、実態に迫るといって話をしている反面ですよ、その後の保育料の基準のときに町長の説明では、住民税や所得税基準で基準をつくってますよね。一方で就学援助は、その基準でない、独特の基準を持っておられるわけですね。事実上迫るといってことは、この辺の違いは、教育長でも結構ですけども、現地で頑張っておられるんですから、その辺の基準の違いは、どういうふうに我々は理解したらいいのか。実態に迫るのは実態に迫っていいけれども、その次の段階でどういうものにするのかと、このことが、私は疑問に感じます。ですから、基準問題は、ぜひ明確に、できるだけ、いわゆる保護者の皆さんにも町民にもわかるようにすることが大事ではないかというふうに思っています。今、わかってもらえましたですか、保育料の基準の問題が今あったですね、繰り返しますが、同じような基準でなくて、全く違う、独特の基準を持っておられると、実態に迫るといってですから、その点を明らかにするように説明願いたいと思っています。

次は、特養ホームの問題で、4番目をお願いしていたのですが、町長の説明では合併以後、在宅を中心に進めていきたいというか、進めてきたということなんです。しかし、町長の答弁の中でも指摘のようということ、ご指摘のようということを行いました、依然として180人が残っているわけで、その人らの声を全部聞けとは言いませんよ。しかし、深刻な方はおられるわけ、180人もおったら、僕が聞いておるだけでも、本当に深刻なところありますよ。ですから、そういうことを在宅オンリーとは言いませんけれども、ぜひ、答弁の中で前向き検討もあるということで、最後おっしゃられたので大いに期待しているところですが、ぜひ、そういう現状把握は担当課の方は、もっとリアルにご存じだと思いますけれども、本当に大事だと、接近はね。

もう一つはね、この問題でもう一つは、町長のおっしゃっている中で地域力が低下したということをおっしゃっているんですね。今度の質問の中で、最後のところにもかかわってくるので、これはちょっとげたを預けておきましょう。後でまた言います。地域協議会は、そういう地域力の低下のところにつくるんだというのが、やはり効果がある、最も効果がある役割だというふうに僕らは思っているんです。低下していることを知っているんです。みんなもそうだと思います。それをどう行政参画、住民参画につないでいくのかと、その住民が主人公の町をどうつくっていくのかと、声が届く町政をどう進めていくのかと、これが大事だと思っているんですよ。

それから、もう忘れんうちに言いますね。地域力の問題はね、例えば一方で、僕は矛盾しているんじゃないかと、これは矛盾していなかったら答弁願いたいと思っているんですが、防災訓練の問題の話の中でもそうなんです。自助、共助で中心に防災訓練をずっと進めてきているという話なんです。一方で地域力が後退、壊滅状態になっていると言いながら、自分らでやる。俗な言い方ですよ、自分らでやりなさいというのは、いささか、これは矛盾があるのではないかと、思うんです。できないからやれていないんですよ。地域力が崩壊している、半ばね。だから、気にしていてもできない。とるすべがないんですよ。だから、前回も言いましたけれども、野田川の方は割かしね、町長の地元あたりはね、よく頑張っておられるようです。しかし、やれていないところは本当にやれていないんです。そこに目を、私は入れてほしいというふうに思っ

ています。これは地域協議会の問題のところは、若干ニュアンスが違いますので、これはあれしませんが、その点と。

それから、あとですね、在宅支援の問題で、いろいろな施策を打たれてきているというのは、私も聞いておりましたんですが、地域密着型ということをしているわけで、その安心プランですかね、1, 500万円の事業で大いに進めていく、バック援護をしていくというのは、私は非常にいい戦略だと思っているんですが、私が気になっているのは、NPOなんか、そういう形で申し出たときにですね、町としての基本的な絵、将来像はどうなるのかというあたりは、ちゃんと持っているんなら、そういう話が進められているのかどうか、当然、そういうことはあると思うので、それはどうなのかという点をお伺いしておきたいと思っています。

それから、小集落の問題でも認識、町長はわかっていたいんじゃないかというふうに、僕は思っている反面ですね。行政が指導することでないということを言っていると、ここです。今、地域力が崩壊しているということを町長は言いながら、そういう面はあるんですよ、揚げ足をとるつもりはないんですけども。行政の指導性ということを、僕、強調しました。前回もそうですが、今回も行政の指導性ということを言ったんです。それはやはり絵を持って、全部わからなくていいと思うんです。僕らだって全部、まちづくり協議会とか、地域協議会が、こうでなければならぬなんていうのは持っていません。基本の理念ですね。我々が言っている理念の問題で、一歩でも二歩でも前進するような努力、ここが大事だと言うとるわけで、そこをどう生かしていくかというところで、私は、今、町長がおっしゃった行政が指導、口を挟むべきでないという意味なんでしょうけれども、そこは指導性を持って対応してほしいというふうに思っています。

それから、あとですね、時間がもうそろそろですから、あれですが。いわゆる地域協議会の問題でね、先ほどもちょっと言いましたが、絵は一つでないという話をしました。それは理念といえますか、住民が行政に参画して、主人公になる舞台をどうつくっていくかということですよ。それには時間ももっともつかりますよ、今、言っているように、すぐになったりしません。そこは住民参画をどうつくっていくのかというのは、まさに一つは、ある意味では町長おっしゃったように協働のまちづくりでもあるというふうに思うんです。しかし、区が、そのことの認識を今、理念問題で、町長は非常に、区の役割が非常に評価されているんですが、僕もそうだと思います。よく頑張っていると思います、区の役割は。ただ、今、僕らが求めた地域協議会の問題で求めたのは、そういうことの理念をしっかりと区の皆さんが、区長や区の役員の皆さんが理解がされていて、そのことを熟達できるかどうかですね、区の構造が、今の区の、組織が。この点について、どのように考えているか、お答え願えたらと思っています。以上です。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと、どうお答えしていいかわからんところもあるんですけども、就学援助制度の見直しにつきましては、これは申請主義ではなくという、全生徒にもお知らせするような形でということでございますけれども、一定の基準を持って、ちょっと具体的にどういう進め方がされているかわからないので、また、足りないところが、違っていたりすれば教育委員会の方でも答えていただけたらいいと思いますけれども、一定の基準を持った中でやらせていただいておりますし、申請のあったものの中でも、どちらかという、家族的な面も考えると数字でびしっと決めてしまうところから、こぼれた方と言ったら言い方おかしいですけども、その範囲

から外れてしまった方も、やはり支援の必要な方もございますので、そうした方についても、一人でもカバーができるような、そういう実態を見た上での判断をしていただいているというふうを考えております。もう少し具体的に必要であれば、教育委員会の方から答えていただきたいと思っておりますけれども、認識としては、そういうふうに私自身も受けとめております。確かに、宮津市さんと比べて、どうだということがあるかとは思いますが、やり方については、しかし、その中身については決しておろそかにして数字でばんと切ってしまうという、そういう乱暴なやり方はしていないという点だけのご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、特養老人ホームを新たにつくるべきではないかということにつきましても、これ十分承知をしております。与謝野町、旧町から、それぞれの町が力を合わせて特養老人ホームの建設もしてまいりました。その中で、国の方針の中でも、もっと密着した、地域に密着した、そういう介護施設等々も必要ではないかということで、それは高齢者の方たちだけではなく、障害者の人たちについても小規模、多機能等々、身近なところで、そうした手当が受けられるということで、特に、この与謝野町になってからは、そういうところに力を入れてまいりました。今、現状としては、おっしゃるように、特養老人ホームについては非常に待機者の方が大勢ということになっておりますので、町も支援する中で、ぜひ早いうちに、そうした施設の建設、あるいは運営をしていただくところと協議をした上で、建設等をしていただきたいというふうに考えております。

一つ一つを取り上げますと、非常に至らないところや目いっぱい頑張っている部分等がございますけれども、与謝野町としての考え方は、いづれどこでも、だれであっても、そうした安心な福祉施策が受けられたり、介護が受けられたりするような町を目指すということでございますので、子供たちから高齢者の方たちまでの、そうしたフォローができるようなのを、総合的な中で充実をさせていただきたいというふうに基本的には考えております。

特に福祉の、そういう施設計画といいますか、それについては一定の福祉課は考え方が方を持っておりますけれども、それよりできるだけ地域的にばらつきがないように、町全体を見渡す中で、足りない、そうした施設等についても、また、施策についても、常時、頭に置きながらの福祉施策を推進しているというふうにお考えいただけたらというふうに思います。

それから、地域力の低下ということですが、与謝野町事態は、よその町に比べて非常に地域力が低下しているとは、私は思っておりません。それが証拠に、先ほども申し上げましたように各区ばらつきはありますけれども、自分たちの地域は自分たちで何とかしていくんだという、そういう思いはお持ちになっているというふうに思いますし、その思いが非常に大事だと思いますけれども、しかし、実際にじゃあそれを展開していくには、どうした方法があるのか、また、どういったことを気をつけながら、みんなでそれをフォローしていくのかということについては、非常に各地域、いろいろな成り立ちや、それこそしきたりや、そういうものが違いますから、ばらつきがあろうかと思っておりますけれども、そうした地域力を、もう一度構築していくんだという、そういう力は、どこの地域にも十分あるというふうに思っております。

そうした意識づけも必要ということで、一つは防災については、町一本で防災訓練をする。そのことについて各自治区も協力をさせていただき、おのこの、一人一人の住民の方も、それ参加していただくという、そういうことから始める中で、じゃあ自分たちの地域については、どう

いう点が足りないのかということのみずから、あるいは、よその区の対応等も見ながら、そこで気づいていただいて、それを充実させるための方策といいますか、そういったものを、計画を組み立てていくということが非常に大事じゃないかなというふうに思っております。といいますのは、例えば、一つのひな形をつくって、これに当てはまるように各区、考えてくださいということになったとしても、それはできる、組織立てはできるかというふうに思いますけれども、それでは、いざというときには計画に終わってしまうということですから、みずから、やはりそれを具体的に進めていくにはどうすればいいのかということら辺も、おのおのの地域で協議をしていただいて、その中で支援の必要なものについては、やはり町も支援をさせていただくと、そして、お互いに協議をする中で構築をしていくという、そういう粘り強い取り組みが必要ではないかというふうに思っております。決して町は、それぞれの地域に対しまして支援をしない。自分たちで考えて、自分たちでやりなさいということではないということ、そういう気持ちは持っております。ただ、それが、そういう役目を地域協議会が担うのがいいのか、そうではなしに、今ある、それぞれの自治区が、自分たちの地域の安心・安全を守るためにどうすればいいかということ、地域の方とともに考えていただいて構築していく方が、私は、遠い道のりのようだけれども、それが確実な歩みになるというふうに考えておりますし、実際に、特に防災関係につきましても、そうした取り組みを進めて、自主的にやっておられる区もあるわけですので、よその地域からも、モデルとなるような取り組みをしておられる区が、この与謝野町にもございますので、そうしたことを考える。また、進めていくきっかけになるような、そうした取り組みについては町も一生懸命応援させていただきたいというふうに考えております。

ちょっと言葉足らずかもわかりませんが、2回目のご質問に対するお答えといたします。

議長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時39分）

（再開 午後2時41分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど申し上げましたのは、私が答弁したことについて不足があるなら、あるいは間違っているなら教育委員会の方から答弁をしてもらいますと言いましたので、補足がある、していただく方が、より具体的にわかるのであるというふうに思いますので、教育長の方から答弁していただきます。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。大筋につきましては、町長の答弁のとおりでございます。ただ、私どもといたしましては、結局一定の基準を持つということになりますと、それは前年の所得水準になります。したがって、例えば、現在のように非常に経済的に難しい時代に、生活が激減している場合に、それはなかなか、それでいきますと硬直しております。したがって、それらを参考にいたしますけれども、現実を見詰めて、そして、それに対応してきておるわけでございます。事例を申し上げますと、せんだって、中学校、修学旅行を控えております、年度末に、それに不参加の生徒が出てきたと。理由を聞きますと、どうも腑に落ちないということで、家庭訪問をしまして、その辺が経済的な事情にあるということがわかりましたので、学校の方は、す

ぐさま、その申請をするように手続をしてもらいまして、ちょうど教育委員会、間近にございましたので、そこで審査をさせていただきまして適用をさせてもらったと、そういうケースもございます。いずれにいたしましても、申請主義といって、申請を待っているというような、そんなことはございませんし、再三再四、この議会でも広く周知徹底するようにということを申されましたので、それに努めております。ただいま申し上げました例は、その一環としてお受けとめをいただきたいと思っております。以上でございます。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんから、今の基準問題、いわゆる就学援助の支給する基準については全くファジーだと、その主観の基準はどういうところにあるのかというのは、これも答えを聞いていてもファジーだという感じがします。今、言いましたように、保育料の基準の考え方と、その就学援助の考え方は違うということでしょう。だから、そこに僕は矛盾を感じているんですよ。だから、そうだったら、もう少し鮮明にしていきたいというふうに思います。

それから、おくれましたのでちょっと言っておきます。漏れていたのです。ちょっと言っておきます。町長にお伺いします。さっき言ったような小集落づくりですね、年寄りさんが集えるような、これは憩いの場だといって、みんな期待していると、私、行くところ、行くところでは、物すごい共感というか、そういう声広がっています。そういうのがあったらいいなと、四日も五日も人と出会えないなんていう生活でなくて、みんなこういう場があるんじゃないかと、この点はどういうふうに、地域協議会でなくていいですよ、そういうものとして集落づくりに貢献すると、コミュニティのという点で、どうかという点をお伺いしておきたいというふうに思っています。

それから、知ってのとおり町の努力が、一生懸命頑張っている、福祉施策も非常に頑張ってくれていると、高齢対策も、しかし、情勢は、それを超えて早い速度で高齢化が進んできているという事実も、やはりしっかり見ておく必要があるという点です。だから、こういうことが起こるんだと思うんです。

それから、今回の、私、最後の質問で、国の地方財政対策の問題でね、かなり評価もしながらいろいろと、どれだけ効果があるかということで二面の点が展開されましたが、これは。この間、質疑の中でも言っているように、非常に今回は、金庫から出してきたお金でやりくりしたわけですから、新政権は。ですから、今度どうなるのかと、その財源はと言ったときには、ないということですから、非常に不安があります。

私、今回の一般質問で非常に地域協議会に絡んで言ったのは、全面的な展開をする論戦になっていません、最後に言いましたように。やはり助け合う、支え合う組織をどう小集落でつくっていくかと、地域の中でつくっていくかということ。まさに地域力のね、やはりこれから作り出していこうということが中心なんですね。ですから、そういう点も含めて、私はぜひ、わかっていたいただきたいなと思います。以上です。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員、時間です。

太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどたまり場、あるいは憩える、集える場づくりについてですけれども、先ほども申し上げましたように、やはり昔からの向こう三軒両隣という、そういうつき合いの中から、

これは生まれてくるものだというふうに思います。なかなか、ご近所の方がお誘いしても、やはり今までの、長年、何十年というおつき合いの中で、どうしても気の合わん方もあったり、いろいろと、それぞれのいろいろな理由の中で、なかなかご近所だからといって集まるということができにくい場があるかと思いますが、やはりこれは、行政が口を出してといいますか、ここに場所ができたから行きなさいみたいなことには、当然ならぬだろうと思いますし、先ほど申しあげましたように、向こう三軒両隣、隣組の組織そのものが、なかなか成り立たない状況の中で、やはりそれらをお互いに気遣いながら、お互いにみんなで、この地域を支えていこうという、そういう思いを、それぞれの皆さんに持っていただく、今、自分一人が暮らしていくのも大変な状況の中で、そういうゆとりそのものがなくなっているのかと思いますけれども、同じテレビを見るのでも、お隣の方と一緒にこたつに入って見る方が楽しいに決まっていますけれども、なかなか年寄りさんの生活そのものも、そんな人に、人に家に入ってきてもらいたくないような方もあって、実際に、その災害時の、そういう手だてをしようと思う、例えば、岩屋地域でも、そういう助け合いの制度をつくっていきこうという中でも苦勞をなさっていた方があったかと思いますが、それは隣近所だけではなく、民生委員さんであったり、その地域の区の役員さんであったり、いろいろな方が目配りをしていくということから生まれてくるものだと思いますので、そういうことを、こういう機会を通じて、ぜひ町民の皆さんにもお願いがしたいなと思いますし、そういう中に議員さんも入っていただいて、そういうお互いがコミュニティをつくりやすい、そういう状況を生んでいただくようなご努力がお世話になればありがたいなというふうに思います。

お答えになったかどうかはわかりませんが、答弁いたします。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（森本敏軌） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

3時5分再開します。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時05分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、8番、浪江郁夫議員の一般質問を許します。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は救急医療についてから、救急医療情報キットの導入により、高齢者や障害者の安心・安全を確保し、万が一の救急時に備える取り組みと。もう1点は、与謝野町版住宅エコポイント制度を創設し、エコ住宅の普及促進による地球温暖化対策と、そのポイントの交換品に地域商品券などを活用した地域経済の活性化を図る取り組みについての、この2点を町長にお伺いいたします。

まず、初めに救急医療についてであります。救急医療情報キットというのをご存じでしょうか。その形や機能から命のバトン、また、命のカプセルなどと言われておりますが、全国的にも導入が始まってきており、ご存じの方もおられると思います。このように、これは写真ですが、

円筒状の容器で、直径6センチ、高さが22センチのカプセルになっておりまして、ちょうど500ミリリットルのペットボトルぐらいですか、それぐらいの大きさの中に氏名や血液型、緊急連絡先、また、かかりつけ医や服用薬などを記入したカード、健康保険証、診察券の写しなどを入れ、冷蔵庫に保管するものです。そして、玄関と冷蔵庫の2カ所にステッカーを張っておくものです。なぜ冷蔵庫なんだと申しますと、冷蔵庫は、ほとんどの家庭にあり、しかもそのほとんどが台所にございます。それから、地震などの家屋倒壊時にも丈夫な冷蔵庫なら安心でありますし、駆けつけた救急隊員と本人との意思疎通が難しくても台所に行って、冷蔵庫を開けてカプセルを見つければ処置に必要な情報が得られるということです。

例えば、仮に家族の方がそばにおられても、その本人の持病とかすべてをきちんと説明できるとは限りませんし、健康な人でも緊急時には気が動転して正確なことを伝えられないこともあります。それにより医療事故が起きたりする場合もありますので、それを防ぐ効果もございます。また、情報が早く入手できることで病院への連絡もスムーズにいきますし、服用している薬の種類で病名が判断しやすく、より早く専門の医療機関に搬送することもできます。また、大きな災害などでは、その人の状態がより詳しく把握でき、救急の際の優先順位を決めることなどにも役立ちます。自分で同じようなものをファイルをつくって置いていてもいいように思いますが、これだと救急隊がとっさのときに見つけられない可能性もございますので、規格品を用意いたしまして、どの家でもほぼ同じ場所にある冷蔵庫に置くことで、だれでも使えるようにするというものでございます。

ここで全国的に導入が始まっていると、さきに申し上げました事例を新聞記事などから少し紹介をさせていただきます。このキット自体は、今から20年ほど前、米国のワシントン州で始まったもので、国内では東京都の港区が2008年度に初めて導入されました。ちなみに港区では緊急通報システム、災害時要援護者避難支援、情報キットの3点セットで受け付けているそうです。その後、香川県の三豊、三野町や北九州市若松区、静岡市清水区でも始まっております。全国2例目の北海道夕張市では、初の市民主体で実施され、500世帯に配布する費用、約30万円には夕張市に全国から寄せられた寄附金を活用されたとのこと。京都府内では八幡市、綾部市の民生児童委員協議会が、また、亀岡市が昨年よりひとり暮らし、及び高齢世帯の65歳以上の人を対象に配布を行っております。いざというときに、自分の情報を的確に伝えるということは、非常に大事なことでございます。そういう意味で、この救急医療情報キットというのは、地味ですが、心強い味方となってくれるもので、できればより多くの町民の方に配布をしていただきたいところでございます。

消防白書によりますと、2008年の救急車による出動件数は約509万7,000件で、全国で1日平均1万4,000件の出動があり、これは国民の27人に1人が救急搬送されたこととなります。その約48%が高齢者という報告がございます。今回、まずは高齢者の方を初め障害者の方に配布をしていただけないか、町長にお伺いいたします。情報とともに安心も保存する、冷蔵庫に保存する。安心・安全は冷蔵庫から、ご答弁のほど、よろしくお伺いいたします。

次に、温暖化対策による地域活性化についてから、住宅版エコポイント制度の施行に伴う自治体としての取り組みについてお伺いいたします。昨年の12月8日に閣議決定され、明日の安心と成長のための緊急経済対策において、エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅

版エコポイントを発行する制度、いわゆる住宅エコポイント制度の創設が盛り込まれ、3月8日、きのうですが、申請がスタートいたしました。この制度はエコ住宅の普及を促進することにより、地球温暖化対策と景気対策の両立を目指すもので、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同により実施されます。事業予算として1,000億円が平成21年度第二次補正予算に計上され、追加経済対策の柱の一つとなっております。制度の詳細については、省略をさせていただきますが、要するにリーマンショック後、景気が大きく落ち込み、リストラや給料、ボーナスが減るなど、デフレ懸念が叫ばれ、先行きの不透明感が増す中、今は大きな借金は避けるといったリスク回避の動きが加速をしております。国土交通省が発表した平成21年度新設住宅着工数は7万8,410戸、前年度比で27.9%の減と、80万戸を下回る低水準となりました。80万戸割れは45年ぶりのことです。このような景気低迷の中で、エコへの関心が高まっている昨今でありますから、エコ住宅の建設は住宅関連会社のみならず、幅広い分野の業種も期待を寄せております。

昨年、景気刺激策として公明党がリードして打ち出した。エコカー減税やエコポイント制度は、景気を下支えしただけでなく、エコという消費者の新たな消費の好みを浮き彫りにしました。この制度施行に当たり、自治体としてもエコ住宅の建設を後押しし、地元地域の活性化につながる施策が求められます。そこで、さらにもう一步、エコ住宅の建設の促進とエコポイントの交換品に地域商品券などを活用した、いわゆる与森野町版住宅エコポイント制度を創設し、地元地域の活性化に大きく貢献する取り組みを検討していただきたいと思っております。

昨年、定額給付金に伴う10%のプレミアムがついた商品券は多くの方に利用していただき、効果的な事業であったと認識をしております。先日の22年度当初予算の提案説明にも少し商品券のことがふれられておりました。それにドッキングできないものか、ポイントの対象項目とか、計算なんかは国の制度をそのまま利用すれば、制度設計に大きな負担はかかりません。ぜひとも、この機会に住宅、住環境の向上とエコ住宅の普及促進による地球温暖化対策、また、ポイントの交換品に地域商品券を活用した地域経済の活性化を図る一石三鳥の取り組みについて、町長のご所見をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員からご質問の一番目、救急医療情報キットの導入について、お答えいたします。

本システムの概要などにつきましては、ただいま議員からのご説明がありましたので、省略させていただきます。全国的にも高齢化社会と核家族化が進む中、以前なら近所つき合いの中で、先ほど来いろいろとお話が出ておりますが、どこにお年寄りがお一人でお住まいになっているかなど、地域の人が皆ご存じでしたが、今は、この地域においても近所つき合いが、だんだん希薄となり、わからなくなってきたのが現実であるというふうに思います。こうした状況のもとでひとり暮らしの高齢者の方々や体のご不自由な方々の安心と安全を確保することは、非常に重要なこととなっております。現在、町では災害発生時や発生の恐れのある場合に、一人では避難することが困難な方に対し、地域の方々の支援により安否確認や避難支援を行う体制づくりを進

めているところでございます。

さて、ご質問の救急医療情報キットの導入についてでございますが、現在、全国各地で、その取り組みが進められておまして、府内では亀岡市や綾部市でも取り組まれているというふうにお聞きしております。

議員のご質問にもありますように、高齢者や障害のある方々の安心・安全を確保するための一つの有効な手段であるというふうにご認識しておまして、今後、先進事例も調査し、宮津与謝消防組合等とも調整を図りながら研究をしていきたいというふうにご考えております。しかしながら、高齢者や障害のある方々の安心・安全を、まずは確保するということが基本であるというふうにご考えておりますが、地域でのつながりや支え合いであり、今後におきましても、さまざまな取り組みを通じて地域の中で、これらの方々の安心・安全を支えていく取り組みを進めていきたいというふうにご考えております。

次に、2番目、与謝野町版住宅エコポイント制度を創設し地域経済の活性化を図る取り組みをとのご質問でございますが、既に議員もご承知のとおり、国においては平成21年度第2次補正予算において、エコポイントの活用によるエコ住宅普及促進事業を創設され、エコリフォーム、窓の断熱改修、二重サッシ、あるいはガラス交換、外壁、天井、または床の断熱材の施工、あるいは省エネ法のトップランナー基準を満たすエコ住宅の新築などの事業を実施された方に対し、エコポイントが発行され、商品券やプリペイドカードなどと交換できるということになっております。ポイントの発行方法や、その期限などの詳細につきましては省略させていただきますが、地球温暖化の観点では住宅に太陽光発電システムを設置する場合の補助金などがあり、近年、各都道府県で徐々に制度化され、京都府内でも京都府、京都市、宇治市、亀岡市及び久御山町が制度化されているようでございます。

次に、与謝野町版住宅エコポイント制度の創設でございますが、与謝野町で、こういった制度を創設することで国の制度の併用や地域内消費という観点からポイント交換品に町内地域振興券を活用した取り組みを具現化することは十分検討に値するというふうにご考えますが、先ほど申し上げましたように、国の制度もことし1月末からスタートされたところであり、制度の動向を見る必要があるというふうにご考えますし、商工会など、関係機関の対応も必要になりますので、もう少し時間がいただきたいというふうにご思います。私としましては、今後これらの制度だけではなく、地域通貨を活用した町内消費や公共施設の利用促進、さらには減税対策など、大所高所から検討すべきこととご考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、浪江議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、非常に答弁しにくい時期ではございますが、前向きな答弁をいただいたのではないかなと思っております。その中で救急医療情報キットでございますが、地域のつながり、こういったところも力を入れていきたいと、今、答弁がございました。この救急医療情報キットというのは、それと並行してといいますか、これも利用しながら地域のつながり、これもまた、活用できる。相反するものではないというか、そういった観点からも、ぜひとも、これは問題を取り組んでいただきたいというふうにご思います。

それから、消防、あるいは、そういったところとの連携でございますが、消防組合だけで独自

にやっておられるというふうなところもございます。そういったあたりも検討していただきながら、取り組んでいただきたいなと思います。

それから、エコポイントの件でございますが、時期が、もう少し時間がほしいということでございましたが、やはり今、与謝野町では住宅改修助成事業というのが去年から始まりまして、非常に好評でございまして、大きな効果を上げているというふうに思っております。そうした中で、今回、きのうから申請が始まりました国の住宅版エコポイント、それと懸案であります地球温暖化対策、今こそ時になかったといえますか、この時期にぜひとも進めていただきたいなというふうに思っております。例えばですけれども、名前もいろいろと考えておりまして、考えておるといってもいいのですが、与謝野町エコ商品券でありますとか、エコ商品券でありますとか、こういったこともユニークな取り組みとして、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

それで、もう1点だけ、もう1回だけ時期について、そのあたりの考えをもう一度伺いたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。先ほどのキットの方ですけれども、これについては、先ほども申し上げましたように、宮津与謝の消防組合で取り組むということになりますと、宮津市さん、あるいは伊根町とも、またこれ、協議が必要になってきますので、それらを含めた中で、できる方向へ考えていくということが必要ではないかなというふうに思っておりますし、今、ご提案がございましたエコポイントにつきましては、エコ商品券というような具体的なお話も出てまいりました。これにつきましても、やはり商工会との調整だとかということも必要になってくるかというふうに思いますし、いつと言われますと、ちょっと今、いつということがお答えできかねない状況でございますけれども、それらいろいろな関係団体とも協議したり調整をした上で決定をするのであれば、決定がしていきたいというふうに思っております。ちょっと、この件につきましても、今のところ預かりのような形になりますけれども、明確なお答えにはなっておりませんが、答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ぜひとも22年度の肉づけ予算の中で一日も早いこと実現していただきますよう、お願い申し上げまして、一般質問を終わります。

議 長（森本敏軌） これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、10番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

糸井議員。

10番（糸井満雄） それでは、私の方から2点ばかり、2項目にわたって一般質問をさせていただきます。質問をさせていただく前にちょっとご訂正をお願いしたいんですけれども、リフレかやの里の管理運営並びに事業再開についての項の中で、3番目の、3点目の12月7日と書いておりますけれども、間違いでございまして、平成22年1月7日とご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、質問させていただきますが、簡潔に質問をさせていただきますので、答弁の方も簡潔に的確に、一つご答弁をお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず、リフレかやの里の管理運営並びに事業再開についてでございます。食と健康の拠点施設でございますリフレかやの里は、皆さんもご承知のように、一昨年までは町民の憩いの場として、

また、与謝野町文化工芸の里にあって、中心的施設として文化工芸の里の活性化に寄与してきたものと、私は思っております。しかし、残念ながら一昨年、7日営業休止のやむなきに至りました。営業休止をしてから、今日まで久しく、ことしは2年になろうかとしているところでございます。この間、紆余曲折はあったものの、今現在、営業再開が待たれるところでありまして、特に加悦地区の皆さんは一日も早い営業再開を望んでおられることだろうと推察をいたしております。

昨年10月、議会において、私の質問に対して、今後は住民の皆さんに検討をいただくための組織を立ち上げ、諮問したいとの町長のお考えが明らかにされております。なお、さらに私たち政策研究会におきまして、1月、再生への提言書をもって再開への提案をいたしました。この間、理事者におかれましては、十分な検討がされたものと思っております、今はただ、町長の事業再開への強い決断が待たれるときだと、私は思っております。

そこで以下、3点につきまして、町長にお伺いをしたいと思います。まず、第1点は、今後、リフレかやの里の施設管理、運営について、どのようにお考えになっておられるのか、基本的なスタンスを示していただきたいと思っております。

二つ目は、現在、施設再開は町長もたびたび白紙状態だというふうに言っておられますけれども、事業再開の考え方はおありなのかどうか、あるとすれば、その時期はいつごろ考えられておられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

三つ目に、私たち10人で構成する政策研究会と申しておりますけれども、私たちがことしの1月7日、リフレかやの里再生への提言書をもって事業再開への提案をいたしました。この提案をどのように受けとめ、対応をされようとしているのか、検討されている内容も含めお伺いをしたいと思います。この質問につきましては、本日、冒頭に有吉議員の方からも質問がございましたけれども、私の方からも質問をさせていただきます。

次に、2項目目ですけれども、都市計画に関する問題でございます。都市計画区域の指定についてでございますが、まず、都市計画には法律がございまして、都市計画法というのはございまして、都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡のある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。すなわち都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方、道路、公園等、都市施設の整備、市街地開発について計画を策定し、その実現を図ることであり、秩序あるまちづくりには大変重要な役割を持っております。

現在、本町においては、都市計画の指定区域は岩滝地区のみであります。野田川、加悦地区は指定はございません。したがって、与謝野町の新町まちづくり計画、並びに与謝野町総合計画においては、その重要性が認識されまして、土地利用計画及び都市計画、都市計画区域等の検討を進め、住民に対しても重要性や、その有効性についての理解を得るための施策を実施しております。

そこで、以下4点について町長の所見をお伺いをいたします。まず、1点目は、現在、都市計画はどのような方向づけがされ、検討はどこまで進んでいるのか、お示しを願いたいと思っております。

二つ目は、マスタープランを作成するというようになっておりますけれども、このマスタープランの策定作業は進んでいるのかどうか、お伺いをしておきたいと思っております。

三つ目は、都市計画の重要性や有効性について、住民に対し理解を得るため、どのような施策を実施しているのか、この点につきましてもお伺いをいたします。

最後に、四つ目として、都市計画区域の指定は何年を目標に指定をされようとしているのか、以上4点について、お伺いをいたします。この質問につきましても、過去に井田議員の方から質問があったと思いますけれども、再度、私の方から質問し、町長の所見をお伺いしておきたいと思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 糸井議員、ご質問の一番目、リフレかやの里の管理運営並びに事業展開について、お答えいたします。

1点目の管理運営についての基本的なスタンス、及び2点目の事業再開の考えはあるのか、また、その時期はいつごろなのかというお訪ねでございますが、基本的なスタンスとしては、施設を有効に活用する方法論をいろいろと検討の上、地域の活性化に生かしていくために再開を目指したいと考えております。しかしながら、再開の時期は、現在のところはっきりと申し上げられる段階にはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

昨年の6月議会で新たなリフレかやの里の再開に向けた一定のご提案を申し上げましたが、入浴施設を廃止する提案であったことなど、残念ながらご理解を得ることができずに今に至っております。私としましては、今後とも本当に入浴施設が必要なかどうか、仮に必要だとしたら、どのような管理運営の方法が最も適当なのか、このことも含めリフレかやの里全体の施設運営について、いろいろな選択肢の中から検討し、できるだけ早いうちに方向性を示していけるよう努力したいというふうに考えております。

次に、3点目にお尋ねの議員有志からいただきましたリフレかやの里再生への提言書につきましては、さきの有吉議員からのご質問にお答えしましたように、町としましてはご提案を真摯に受けとめ、検討しなければならないというふうに考えているところでございまして、ご提案の趣旨も含め、町としても専門家のご意見を聞くなど、一定の調査研究を進めていくよう平成22年度の当初予算に、少額ではありますが、調査委託料を計上しておりますので、この中で町にとって最も効果的で合理的な方法について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。また、今後の対応について、検討している内容も含めてのお尋ねでございますが、議員有志の皆さんから提言書をいただきましたが、時を同じくして地元の滝、金屋地区においても、地元なりにいろいろご心配やご検討をいただいております、町に対して一つのご提案をちょうだいしております。地元におきましては、昨年より滝、金屋連携組織を立ち上げていただき、命の里事業に取り組んでおられますが、その関係者の方々からご提案をお受けしているもので、リフレかやの里は、両地区をまたぐところに位置し、周辺には文化工芸の里を初め道の駅や新しくつくられましたグラウンドゴルフなど、各種スポーツ施設が建ち並ぶ地域にありながら、その中核となるリフレかやの里が休止となっていることに、残念な思いと、何とか両地域の活性化の拠点として再生できないかという強い思いの中で、町が昨年6月に新たな指定管理者として提案しました社会福祉法人よさのうみ福祉会が管理運営を担ってもらえるなら、地元としてもできる限りの運営協力をしていきたいので、ぜひ、町が中に入って調整を図ってこないかというご提案でございました。町

といたしましては、何より地元の皆さんに参画していただき、地域に愛される施設運営にさせていただくことが大事なことであるというふうに考えておりましただけに、大変ありがたいご提案でございますし、よさのうみ福祉会と管理運営の方法について調整を図り、地元も主体的にかかわっていただくことができるなら、最もいい方法ではないかというふうに考えておまして、今後、地元の皆さんの思いと、よさのうみ福祉会の思いを、どこまで調整することができ、一致点が見出せるかがカギになりますが、地元からのせっかくのご提案でございますし、実を結ぶなら最良の再開方法ではないかというふうに考えておりますので、そのような方向も真剣に模索していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2番目にご質問の都市計画区域の指定について、お答えいたします。まず、1点目の現在、都市計画はどのような方法づけがされ、検討はどこまで進んでいるのかについてお答えいたします。平成20年度に与謝野町土地利用、都市計画区域再編検討業務を実施し、町をマクロ的に見た状況把握、分析と、これを踏まえた都市計画区域再編の必要性について、行政側からの検討を行いました。この中では都市計画区域を引く、引かないにかかわらず、町の均衡ある発展を実現するためには、土地利用に関する、そうした一定のルールづくりが必要であるという結論が導かれました。このルールにつきましては、町職員で構成された検討会におきまして、準都市計画制度を利用するという結論に達したわけですが、これは都市計画区域を定め、土地利用規制と都市施設整備を両輪として進めるような発展型のまちづくりは、少子高齢化の進む中で持続型のまちづくりを目指す現在の本町の状況に合っていないということが、その理由でございました。この結果について、都市計画区域決定権限者である京都府に説明し、協議したわけですが、現在、国では都市計画法の抜本改正を数年かけて予定されており、土地利用施策に関しては、今までの線引き都市計画と言われる市街化する区域と、抑制する区域を明確に分けるような画一的なことをやめ、地域に合った多様な土地利用計画を定めることができる仕組みを目指して議論されており、早急に準都市計画区域を定め、将来のまちづくりの弊害となるようなことにならないよう、都市計画法改正議論と動向をにらみながらミクロ的な地域住民のニーズを把握しておくことが必要ではないかのご助言をいただきました。これを受けまして、現在は情報の収集をし、町民に対して、どのような方法で情報を発信していけるのかについて検討をしております。また、検討会でも迅速な対応が必要であると結論づけられました。町内で起きている地域間における建築条件の異差や、これによるさまざまな弊害、不公平感については、建築基準法等を活用した是正措置で解消ができないか、検討をしているところでございます。

2点目のマスタープラン策定作業は進んでいるのかということですが、都市計画マスタープラン策定は、総合計画にもありますように、平成24年度策定を目指しておりますが、現在、都市計画を取り巻く状況が、先ほど述べましたように、非常に不透明でございます。また、都市計画区域の指定をマスタープラン策定と同時に実施できるかについても、現在、把握できる状況ではありません。今後、国の法改正を見守り、京都府や宮津都市計画区域を構成しております宮津市とも連携、協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の都市計画の重要性や有効性について、住民の理解を得るための施策の実施につきましては、現在まで都市計画の有効性については、声高に情報発信をしてまいりませんでした。これについては都市計画制度は、まちづくりにとって大変有効な道具であると同時に、個人の権

利制限を伴うという側面があるため、一定配慮が必要であるとの考えからでございました。しかし、今後、一般的な制度の意義、知識、重要性については、広報誌等を利用して発信していきたいというふうに考えております。

最後に、都市計画区域の指定は、何年を目標としているかということでございますが、先ほど申し上げましたように、都市計画を取り巻く状況が不透明の中で目標年次をお答えすることについてはお許しがいただきたいというふうに思います。

以上、糸井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） まず、リフレかやの里の件でございますけれども、スタンスとしては有効活用を図って活性化に向けての取り組みをしていきたいというふうなご答弁であったろうというふうに思っておりますし、入浴施設が必要なのかどうかということにつきましては、その方向性といえますか、そういったものも含めて、今後、検討していきたいと、こういうふうな答弁であったろうというふうに思っております。それから、専門家の意見をお聞きしたいと、こういうことで予算措置もされておるといふうにお伺いしたわけですが、確かに22年度の当初予算の中では、たしかリフレかやの里には200万円弱の予算計上がされております。その中の委託費が130万円ほどありますので、これが、それかなというふうに思いますけれども、その辺は、きょうこの場では内容は聞きませんが、それだろうというふうに思っております。

地元の、私が10月の議会で質問をさせていただいたときも、地元の意見を一遍、聞いてみたいと、こういうことでございました。だから、その意見も聞かれたと思いますし、我々も1月の段階で、こういう方法がありますよということで、温泉利用型のぜひ再開をお願いしたいということで提言書を出しました。

また、今、聞きますと、地元の方々から、一つの意見が出ておると、こういうふうに聞いております。私はこれだけの意見が出たり、答申が出たりした中では、私は、それはもう検討する時期はとっくに過ぎておるのではないかなというふうに思います。言葉が悪いですが、スピードが遅いというふうに言わざるを得ません。今、お聞きいたしておりますと、よさのうみ福祉会に委託するのが最良の方法であろうというふうに、今ちょっと聞こえたんですけども、それならば、私は再度、提案されてもいいのではないかなと、こういうふうに思っております。したがって、私は今これはですね、町長の決断一つで、これはできるのではないかなと、聞いておりますと、担当課も含めてですね、町全体で、この問題についての積極的な前向きな取り組みがされていないのではないかなというふうな、前向きの考えがないのではないかなというふうな、言葉は悪いですが、そういう印象を私は持ちました。ですから、この際、私は一つの町長の決断をお願いしたいと、するのかもしれないのか、そこら辺は、やはりはっきりするべきではないかなと、ことし22年、来年23年です。23年には国民文化祭が開かれるというふうに、私、聞いております。その中の俳句の部を与謝野町が担当するというふうに聞いておるわけですね。となりますと、あの江山文庫、いわゆる文化工芸の里の拠点であります江山文庫ですが、江山文庫が一つの、そのイベントの拠点として、やはり大きなイベントが開催されるのではないかなと、したがって、全国から大変大勢の方がお見えになるのではないかなというふうに思います。そのときに、あそこのリフレかやの里の施設が休止しておるといふうな状況は、私は非常に残念だろ

うと、与謝野町にとってのはじではないかなと、このように考えております。

ですから、少なくともことし、ことしも6月になりますと2年になりますし、一日一日延ばすことによって荒廃が進んでまいります。私は一日も早く再開するなら再開する、こういうふうな元の状況で、あの施設が活性化するような施設として生まれ変わる措置を一日も早くとっていただきたい。これを切望するところでございます。

したがいまして、町長の決断を、私はお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、都市計画ですけれども、今、聞いておりますと私は存じませんでしたんですけれども、非常に国の方の政策がふらついておると申しますか、抜本的な改正がされるということで、都市計画の問題についても、いうならば、なかなか検討が進まない、前へ進まないというふうな状況だというふうに今、お聞きいたしました。大変先行きが不透明なので、この辺についての、今、時期についても明確に答えが出せないということのようでございます。しかしながら、やはり新しいといいますか、まちづくりの、やはり基本は都市計画を立てて、やはり秩序ある整備をしていかなければ、私は無秩序な整備は、かえって行政効果が悪くなるというふうに思っております。確かに、町長、言われるように利害関係とすれば、行政の方は、これはしたいというふうな考えが出てきますけれども、一方、住民にとっては、いろいろな規制がかかってまいりますし、それから、ひいては税金というふうなこともなってきますので、大変うれしいような、悲しいような状況になるのではないかなというふうに相反する利害関係が生じるだろうというふうに思っておりますけれども、やはり行政サイドとして、この都市計画というのを私は進めなければならんだろうというふうに思っております。ですから、国の、いわゆる施策にも関連して、なかなか難しい問題はあろうかと思っておりますけれども、そういう国の出方を注視しながら、やはり的確な判断をしていただいて、このまちづくりに一つ間違いのないような対応をしていただきたいなど、このように思っております。ですから、この辺についての重要性についても、今から、もしするならば住民に対する施策も理解していただくような、あるいは、この流用性についても周知をしていただくようなことを、やはりとっていただきたいなど、このように思っております。

以上、2回目の質問とさせていただきますので、答弁ができる部分につきましては、一つご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員のご質問に、2回目のご質問にお答えいたします。11月21日の日でしたか、前の議会でも申し上げたかと思いますが、町内の総合計画審議会の委員さん、また、行革の委員さん、それから、地元の区長、それから地元の農事実行組合、それから、商工会、農業委員会の会長さん等々、あるいは加悦の工芸の里のメンバーの方にも入っていただいて、この議会では三位一体と、三つセットでないというお話でした。そういう中について、どのようなお考えを持っておられるか、地元といいますより与謝野町全体の中でいろいろな、それぞれの組織の方たちのご意見を聞く機会を持ちましてお話を聞きました中では、あらかたお風呂にこだわることなく、あそこを再開する方法を考えるべきだというふうなご意見が多かったというふうにとらえております。そうした中で12月の議会、そして、1月の議員の皆さんからの提案書、提言書をいただきまして、その後2月4日に先ほど申し上げましたように、農事実行組合といいますか、農家の方たちを中心とした皆さん方から、そうした、先ほど申し上げましたリフレの運営、

管理等につきましてもご提言をいただきました。

町としまして、今回22年度予算で上げております分は、言われましたようにお風呂を再開するという事になれば、どれぐらいの、あそこが手を入れなきゃならないのか、今は電気も切っておりますから電気を入れて、そして、それらを見てみるというようなことも必要になってきますので、そうしたものを調査するための予算でございまして、それらの中身の検討を受けた上で、どのような形で再開するのかということについて、早い時期に一定の結論を出したいというふうに思いますが、先ほど言いましたように、そういう地元の方たちのご提案も2月4日に出たところでございますし、新たな年といえますか、予算の中には、それらは盛り込んでおりませんので、今後、できるだけ早い時期に検討をし、一定の方向性を決めて提案がさせていただきたいと思っております。

しかし、これはそういう話があったということで、具体的に、じゃあどうするのかということから辺までも詰めておりませんし、今後、十分な協議が、また、必要になってくるかというふうに思いますが、それらも含めて、できれば早い時期に再開のめどを立てたいというふうに考えております。

それから、都市計画につきまして、おっしゃるとおり無秩序な、そういう開発ではなく、やはり一定のルールに従った開発が必要だということで、この過去2年前から町の職員1人を京都府の都市計画課の方へ出向させまして勉強もさせております。そうした意味で町としても、できるだけ早い時期に、これらの計画ができるような方法をとっていきたいと思っておりますが、今おっしゃいますように、国の方の、そうした状況、また、府のアドバイス、それから一番大事な地元の皆さんの理解を得ることについて、まだ、全然取り組めておりませんので、それらも含めて今後は広報等で理解を求め、そうしたPRもさせていただいていきたいというふうに思っております。おっしゃる様に個人の方が、いろいろと開発しようと思うときには一定のしほりがかかりますので、それらも十分説明をし、理解いただく中できちんとした秩序ある的確な判断をできますように、早くこれらも取り組んでいく準備を進めたいというふうに考えております。以上で、答弁といたします。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 都市計画につきましては、一つ間違いないような対応をとっていただきたいというふうに思っています。私は、これはいろいろと問題はありますし、クリアしなければならない問題もたくさんあるかと思っておりますけれども、私は、これはやはり必要ではないかなというふうに思っておりますので、住民の皆さん方に理解を得られるような方策も、ぜひ今後、とっていただきたいし、ぜひこれらを、誤りのない対応を、新しいまちづくりの中で取り入れていただいて、秩序ある整備を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、リフレかやの里の管理運営でございましてけれども、やはりこれは最終的には、私は町長の決断一つだろうというふうに思っています。いろいろと団体からの提案もございまして、我々提案をいたしました。今回、また、専門家の意見を聞かれるというふうなことでございましてけれども、最終的には、私はもう町長の号令一つで、これが前に進むか進まないかだろうというふうに思っております。私たちも、やはり町長が議会が否決したのだから、だから、町の方からは動かないというふうなことでございました。だから、それを我々はボールを投げられたなというふ

うに思っておりました。ですから1月7日、私たちは、そのボールをお返しをしたというふうに思っております。したがって、そのボールもしっかりと受けとめていただきまして、ご検討も一つお願いをしておきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、私は23年度の、その国民文化祭が開催されるまでには、何としてもリフレかやの里の再開は必要だというふうに考えておりますので、最後、町長の強い考え方を聞きしておきたいというふうに思います。以上です。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 思いは一緒でございますし、おっしゃるとおり23年の国民文化祭のメイン会場になる近辺でございますので、そうした意味では、それまでには立ち上げたいというふうに思いますし、この平成22年度、今は、先ほど申し上げましたわずかな予算しか上げておりませんが、できるだけ早い時期に、もう22年度から取り組めるように計画を立てて執行していくことをさせていただきたいというふうに思っております。だれよりも、だれよりも早く、あそこが再開したいという気持ちでございます。それには変わらないということをつけ加えて答弁させていただきます。

10番（糸井満雄） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで糸井満雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす3月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集を願います。

大変ご苦労さんでした。お疲れさんでした

（散会 午後4時03分）